



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第1回教職課程担当教員会議の記録（「点検・評価小委員会報告」等関連資料を含む）
Citation	北海道大学教職課程年報, 13, 70-123
Issue Date	2023-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88776
Type	other
File Information	050_2185-9809_13.pdf



第1回教職課程担当教員会議実施報告

北海道大学の教職課程における点検・評価は、全学の教務委員会の教職課程専門委員会が行うこととなっている。教職課程専門委員会には、「点検・評価小委員会」が設置されて「点検・評価」の原案を作成し、専門委員会に報告を行い、了承を得ることになっている。さらに、教職課程実施上の問題・課題の共通理解や質的向上を進めるための担当教員の連絡会議（「教職課程担当教員会議」）が組織され、そこでの議論や提案も専門委員会に報告されることとなっている。

ところで、2022年度が北海道大学の教職課程における点検・評価の初年度にあたり、教職課程担当教員会議も第1回目が2023年2月15日に行われた。

点検・評価小委員会委員長（守屋教授）によって招請され、「対面」とオンライン併用で行われた。参加したのは、教科教育法等を担当する非常勤講師も含まれ、17人の参加があった。

以下の会議における発言との関係で、参加者と所属を紹介する（敬称は省略）。守屋淳、浅川和幸、篠原岳司、崎田嘉寛、光本滋（以上、教育学院教職課程委員会委員）、横井敏郎（教育学研究院長、教職課程専門委員会委員長）、柚木孝敬、関あゆみ、辻智子、大野栄三（以上、教育学研究院）、江本理恵（高等教育推進機構）、松嶋明男（文学研究院、点検・評価小委員会委員、オンライン参加）、鈴木孝紀（理学院）、浅井哲也（情報科学院、オンライン参加）、山崎浩司（水産科学院）、川瀬雅之（教科教育法（公民）担当非常勤講師）、相庭達也（教科教育法（地理歴史）担当非常勤講師）、である。

本年度の教職課程の実施状況について、守屋点検・評価小委員会委員長（以下、守屋委員長）によって資料を用いた報告が行われ、その後意見交換を行った。守屋委員長の提示した資料については、この会議録の末尾に参考資料として掲げた。発言と資料との関係については、参照の指示を補足した。文意に補足が必要な場合があったので、最小限の補足も行った。その場合は「補足」と注記した。

ところで、全体の司会は教育学部教職課程委員会の光本委員が行った。以下の会議録では、役職や敬称は省略する。

光本：それでは始めたいと思います。今日が初めての開催になります。教職課程担当教員会議をこれから開催いたします。今日はわざわざお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。私、この会議の司会を務めます、教育学部の教職課程委員をしております光本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。お集まりの皆さんは初めて顔を合わせる方もいらっしゃると思いますので、最初に自己紹介をしていただきましょう。では浅川先生からお願いいたします。

浅川：はい。浅川と申します。お配りしたものの、開講年次2022年度実績という1枚ものがあると思います（参考資料1）。そこに開講され

ている科目と担当教員の名前とが書いてありますので、それを見ながら確認していただけるといいかと思い作成いたしました。私は浅川と申します。担当しているのは2年次の前期の「総合的な学習の時間の指導法」と3年次後期の「道徳教育論」です。教育学部に所属しております。よろしくお願いいたします。

光本：順番にお願いします。

横井：教育学研究委員長の横井です。教職課程専門委員会の委員長も務めております。今日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私たちの部局が教職課程の責任部局ということで、長年これを担ってきております

けれども、情勢といいますか、国の方の教職課程に対する要請なども変わってきており、また学生や社会の状況も変わってきておりますので、私たちの部局としては、教職課程も時代に合ったかたちにして、発展させていきたいと思っておりますので、今日はどうぞよろしくお願いいたします。私自身も教職の科目を担当しております、2年次後期の「教育制度論」を担当しております。よろしくお願いいたします。

崎田：教育学研究院の崎田と申します。よろしくお願いいたします。現在、教育学部の教職課程委員と点検・評価小委員会の委員を務めております。教職は教科教育法の「保健体育科Ⅰ」と「(同)Ⅱ」を担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。

守屋：皆さん、おはようございます。教育学部の守屋と申します。教育学部の教職課程委員会の委員長と、今回新たにできました点検・評価小委員会の委員長を兼任させていただいております。授業では、「教職課程委員会担当分」というのがありますけれども、それと、4年次のところの「学校インターンシップ」というのを担当しております。よろしくお願いいたします。

松畠：文学研究院の松畠明男と申します。文学部の教職課程専門委員と、主に守屋先生の点検・評価小委員会で仕事をさせていただいております。教職に関する科目というと、主に地歴公民の専門科目、選択必修の西洋史学関連の、「西洋史学概論」というのをやらせていただいております。任期は2年と研究院長から言われておりますので、2023年度も続けてやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

柚木：おはようございます。教育学部の柚木と申します。よろしくお願いいたします。私は保健体育の教科に関する科目の中の「運動生理学」という授業と、「体育実技」を担当しております。私が今日来てもいいのかな、と思いながら参加させてもらっています。便覧を持ってきて、勉強をさせ

てもらいます。よろしくお願いいたします。

川瀬：非常勤講師を今年度、初めてさせていただいております、川瀬と申します。担当させていただいたのは、「教科教育法(社会・公民Ⅱ)」で、後期2学期のところですが、一昨年に高校教員を退職いたしました。再任用制度があるのですが、今は再任用で市立札幌新川高校に10年ぶりなのですが、実際に授業を担当させていただいております。その経験といいますか、実践を踏まえながら、今年度社会科公民の授業を15回担当させていただきました。非常に勉強になっております。優秀な学生さんと一緒にレビューができて、何より光栄に思っております。よろしくお願いいたします。

相庭：おはようございます。「教科教育法(社会・地歴Ⅰ)」を担当しております。相庭と申します。僕もロートルでして、3年前に現職を辞めまして、36年教員をやったのですが、その流れを追って、まだやらせていただいております。今後どうぞよろしくお願いいたします。

江本：高等教育推進機構の江本です。教育学院を兼務させていただいております。まだ今年はやっていないのですが、3年次前期の「教育情報通信技術論」を伊藤先生から引き継ぐということが決まっております、来年度以降に向けて今日は勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

関：教育学部の関といいます。教職の方ではここに書いてあります、免許法改正で新しく入りました「特別な教育的ニーズへの理解と対応」という科目を担当しております。また、「教育実習D」と書いてありますが、特別支援学校の教育実習の担当となっております。よろしくお願いいたします。

鈴木：理学院化学部門から来ております、鈴木と申します。今年から「教科教育法(理科Ⅰ)」、「同(理科Ⅱ)」の専任教員をしております。あ

とは大学院総合化学院の選出で教職課程専門委員会の委員もさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

篠原：教育学部の篠原と申します。私も教職課程委員を担当していきまして、担当は教職課程委員会担当分に入っている教育実習関係のことと、4年次後期の「教職実践演習」、あとは4年次前期から、通年でやっている「学校インターンシップ」のです。「学校インターンシップ」は3名がそれぞれ別のインターンシップを企画運営しています。私の担当は地方版ということなので、札幌キャンパスの学生をオホーツクの湧別高校で、函館キャンパスの学生を奥尻高校で、今年はそれぞれを担当しました。理学部数学科の学生が2名、文学部の学生が2名、そして水産学部の学生2名で計6名。そういうかたちで実行してきたところです。よろしくお願いいたします。

光本：それではオンラインで参加されている方も続けて自己紹介していただいてよろしいでしょうか。

守屋：スクリーンなどを準備していないので申し訳ないのですが、事情があってオンライン参加する方が2名おられます。

光本：では、山崎先生、お願いしてよろしいでしょうか。

山崎：水産科学研究院の山崎と申します。水産学部と水産科学院の教務委員長をしております。その関係で教職の関係も責任者ということになっております。たまたまですが、今年度、ローテーションなのですが、「教科教育法（水産Ⅰ）」の一部を担当させていただきました。よろしくお願いいたします。

光本：よろしくお願いいたします。それでは浅井先生、お願いします。

浅井：情報科学院副学院長の浅井でございます。

奥村先生にご担当いただいております「教科教育法（情報Ⅰ）」「同Ⅱ」の世話人をさせていただいております。本日は大学院の入試の関係で、部屋に詰めていないといけなため、オンラインの参加で失礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

光本：よろしくお願いいたします。これで皆さま、自己紹介をいただきましたでしょうか。どうもありがとうございます。

すみません、ご紹介が遅れましたが、私の担当科目は1年次の「教職入門」です。受講人数が多いのと、時間割の都合で2コマに分けて開講しておりますが、両方とも担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進め方については、「教職課程担当教員会議実施にあたって」というタイトルの1枚のA4版の紙がございますが、その裏側の2ページの下の方にかかれております。このような流れで今日は進めていきたいと思っております（**参考資料2**）。

先ほど横井研究委員長より、冒頭のご挨拶をいただいたということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは①の趣旨・進め方、それから配布物の確認について。これは守屋先生にお願いしてよろしいでしょうか。

守屋：いろいろと資料を準備させていただきましたので、そちらを先に確認したいと思います。今、紹介のあった「教職課程担当教員会議実施にあたって」というA4の両面コピーの資料がございます。それから「教職自己点検評価に関わって本学HPの書き換え案」（**参考資料3**）、これも両面2枚を留めたものがございます。それから、今、自己紹介の時にも使われましたけれども、「開講年次2022年度実績」（前述）という教職関係科目の一覧表がございます。それから「教職課程担当教員会議2023.0215」と上にかかれております、A4の1枚もの（「教科教育法（理科Ⅰ）、（理科Ⅱ）の改善について」、**参考資料4**）がございます。それから少し分厚いものですが、「教職課程

担当教員会議事前調査結果」(参考資料5)という、これもA4で左上をホチキスで留めたものがごございます。同じく、もうちょっと分厚いものですが「2022年度前期教科教育法調査結果報告」

(本『年報』の「調査報告」として掲載)というものがごございます。あとはA3版で横長の2枚を留めたものです。これには法規が書かれております(参考資料6)。もうひとつはいろいろな新聞のコピーなどの資料をまとめたもの(紙幅の関係で資料の掲載割愛、記載資料・記事名のみ文末に記載する)でございませう。以上です。よろしいでしょうか。

今日の会議というのは、教職課程担当教員会議ということで、今回初めて行われるものです。したがって、まだ準備も十分ではないし、このやり方が本当にいいのかどうかもよくわからないので、皆様からも率直なご意見をいただきたいと思っております。今まで特に北大の教職課程というのは、比較的各担当者に任されているという感じで行われてきたわけですが、文科省の方からも、教職課程の点検評価をしろということが新たに出されまして、今年度から実施しなければいけないという背景がある中で、「点検・評価小委員会」というものができ、そしてこの会議も年に1回行おうということで設定されたものです。今日は本当にいろいろな方に参加いただきまして、非常勤の方までご参加いただいたいへんありがとうございます。率直にいろいろな意見交換をして、少しでもこれから北大の教職課程が良くなっていくような、そういった意見交換の場にできればいいなと思っております。

続いて2番(参考資料2)にいきます。「本日の進め方」の②の本教員会議の目標の説明というところでは、この1枚ものの両面の「教職課程担当教員会議実施にあたって」の表に戻ります。この会議の目標として、2点挙げております。1点目は教職をめぐる状況と本学の教職課程の現状認識、および点検評価の取り組みを共有すること、ということで、少しややこしい話ですが、十分にかういった教職をめぐる状況をご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、少

し丁寧にご説明いたします。

まず①です。「第4期教育振興基本計画」。これは教育基本法の2006年の改正に伴って、義務づけられたもので、政府が定めています。4期目が来年度から始まります。もうじき正式の答申が出てきますが、その流れの中で、A3の横長の1枚目の左側に、次期教育振興基本計画諮問の概要とございますが、ここに書かれているように、とりあえず政府・文科省としては、「society 5.0」とかあるいは「デジタルトランスフォーメーション」とか、そういった技術革新でこれからの教育をやっていくのだという方向性がかなり示されているかと思ひます。レジュメに戻りますと、他方で現実の日本社会がどうなっているかというところ、急速に人口減少が進んでいて、皆さんもご存じだと思いますけれども教員の厳しい労働状況、それから教員不足、定員が充足されていないという県がいくつか出てきております。採用試験の定員割れということが出てきておりますが、そういった問題はなぜかこの次期教育振興基本計画に書かれていません。

それから「個別最適な学び」、これは何かというと、一昨年に中教審から出された答申の中に出てきた言葉なのですが、これは元々経産省が使っていた言葉で、経産省が教育現場にどんどんコンピュータを導入しようと。情報産業が教育現場に入ってくれば大もうけしますので、おそらくそういったことで「個別最適化された学習」という概念が、1人1台コンピュータというカタチで出てきたと。それに対して文科省が、さすがに個別だけでは駄目だろうということで、

「個別最適な学び」と「協働的な学び」というようなキーワードを作って、それに対抗するカタチで答申を出してきているわけでは。ただ、「個別最適な学び」という言葉は使わざるを得なかったようで、実際はこれからこういったカタチで、ICTを活用していけばなんとかなるだろうという、そういった方向性が示されてきています。これも教育現場にいろいろな混乱をもたらす危険性があるかなと考えています。

続いて②です。厳しい学校教育の現状ということで、再任用教員ですね。いったん定年になっ

た方、60代、中には70代という方もいらっしゃるようですが、そういった方を、しょうがない人手不足なので雇うと、あるいは非正規教員も雇うと。そういうかたちでも教員数の手当てができず、現場に穴が空いていると。教頭先生が授業をしているという話も、全然珍しいことではなく、あちらこちらで聞きます。

それから3番。中学校教員の6割が「過労死ライン」を超える労働時間でなんとか耐え忍んでいる現状であると。このへんはわりと報道されたりしているのでご存じかと思います。そういった中で、先ほども言いましたが、採用試験で定員割れが生じていると。

4番、北大の教職課程も履修者が減少してきています。2016年と比べると2割減、3割減ぐらいになるのでしょうか。そういうかたちで4,000人超から3,200人と減ってきています。

それから新しい教職課程のカリキュラムが出てきています。これは「学習指導要領」の改正に対応したもので、これも昨年度から小・中学校で、今年度から高校で全面実施となっていて、それに合わせて新科目、「特別な教育的ニーズの理解と対応」、これはいわゆる特別支援を必要とする児童・生徒への対応で、今は非常に特別支援を必要とする児童・生徒が増えてきているので、それに対する対応という科目が必修化されてきています。それから「総合的な学習の時間の指導法」です。「総合的な学習の時間」自体は1998年ぐらいに出されて、2002年ぐらいから実施されていますけれども、新しい指導要領では、高校では「総合的な探究の時間」というかたちで、「探究的な学び」といったことが強調されてきたりしています。これも重要な課題として必修化されてきています。それから「教育情報通信技術論」といった科目も出ています。これも、当然ICT教育に対応しなければいけないということでこういった科目が出てきています。

それから教職課程全体としては指導要領の変更に伴う、「コンテンツベース」から「コンピテンシーベース」への変更。これは今までの授業というのは、いろいろな知識を教えればいい、要するに教育内容が問題というか、どういったこと

を教えればいいかということを学習指導要領で規定してきたわけですが、それに対して、「資質能力の育成」が大事だと。文科省はコンピテンシーという英語を資質能力と訳しているわけですが、知識を身に付けるよりも、その教科特有の見方や考え方を身に付けることが大事だというふうに、今回の指導要領で強調しています。

そういったところで、また「アクティブラーニング」ということも皆さんはお聞きになっているかと思います。受け身の一方的な授業ではなく、生徒・学生自身が自分から学んでいくという、そういった力を付ける必要があるし、そういった授業に変革していかなければいけないのではないかということが言われているわけです。

6番です。「教職課程コアカリキュラム」、これも文科省から出されたもので、全国いろいろな大学で実施されている教職課程に対して、それぞれの科目についてこういった内容を共通に教えろというかたちで押し出されてきています。これはそれぞれの大学としての「学問の自由」という点からも問題があり、日本学術会議からも指摘がなされています。これもA3の横長の資料の2枚目の右側にあります。今は省略しましたが、1枚目の右とか1枚目の裏とか、2枚目の左、このへんは今、説明してきた教育現場をめぐるいろいろな問題、特に教員不足の問題等についての新聞記事をまとめたものです。2枚目の右側から2枚目の裏左側にかけては日本学術会議の「教職課程コアカリキュラム」に対しての問題をまとめた文書でございます。時間の関係で細かい内容の紹介は省略しますが、お時間のあるときに少し目を通していただければと思います。

以上が教職をめぐる状況ということになります。

7番では今年度の「点検・評価」の取り組みをまとめました。まず履修者の抱える問題の解明を踏まえて、ということですが、昨年度の教職課程委員会でもまとめた『教職課程年報』第12号というものがありまして、「教職実践演習」という4年生が最後に全員受講する教職科目があるのですが、その昨年度4年生後期の授業が終わったところで学生にアンケートを取りました。そ

の結果を第12号にまとめましたが、その中で特に「教科教育法」、しかも「理科Ⅰ」の「教科教育法」に対して学生のいろいろな不満があったということが目立って見えました。

そこで今年度はその「教科教育法（理科）」について調査を進めるということをいたしました。「教科教育法（理科Ⅰ）」だけではわからない点もあるので、他のいくつかの科目についても同時にアンケート調査を実施しました。これは後ほど説明いたします。そこに星印で書いたのですが、我々「点検・評価小委員会」の取り組みと平行して、本日見えておられますが、「教科教育法（理科Ⅰ）」の鈴木先生を中心に改善の取り組みもしていただいているということで、大変、「点検・評価小委員会」としてはありがたいことだと思っております。ありがとうございます。

それから本学のホームページ上にある教職課程の基準やポリシーの文章があるのですが、それをちょっと見直してみました。それが先ほどお配りしたA4、2枚の点検評価に関わって本学ホームページの書き換え案（参考資料3）というものです。これはまだ実際のホームページにはここまで載せていないのですが、近々こういったかたちでホームページの中に教職課程の自己点検評価のページを設けたいと思います。その内容が1枚目の、「Ⅰ. はじめに」、というところからです。点検評価の考え方をここに載せました。めくっていただいて、「Ⅱ. 基本的な事項の点検・評価」、これがその下の注に書きましたが、現行の本学ホームページの記載事項を加筆修正した部分を赤で示しております。要するに、今のホームページは前文でも書きましたが、法令で決まっているので書きました、という感じで、読んでも、全然何を評価しているのかよくわからない文章になっていますので、それを少しでもわかりやすくまとめたのがこの2番になります。

3番はこれからまた別に紹介しますが、先ほどから申し上げております、「教科教育法（理科）」の点検評価です。それをまたホームページにも上げるようにしたいと思っております。

最初のレジュメに戻ります。7番の3つ目、

「教職課程担当教員会議」の実施。これが本日で。その次ですが、『教職課程年報』、今年度13号は3月末の刊行を目指しております。その中に「教科教育法」の調査結果と、本日の会議内容についても録音させていただいて、文字起こしをして、これも『教職課程年報』の中に掲載したいと考えております。

裏にいけます。2番として「個々の科目担当者に任せきりの状況から脱するための教職課程全体の課題の共有化をボトムアップで進める努力を開始すること」と。教職課程の困難の現状把握の交流によってこうした諸課題のボトムアップ的な克服の萌芽を得たいと思っております。そこで今日は対面の会議で集まいただきました。やむを得ずオンラインの方もいらっしゃいますけれども、より率直な、正直な声や、お考えが交流できるようにということで、対面で実施しております。また、お互いの実践からの学び合いを通して、改善に向けての具体的なアイデアを得たり、教職課程全体で全学に対する要望について意見交換や協議を行うということを目指したいと思います。それから、先ほども少し紹介しましたが、「教職課程コアカリキュラム」への創造的対応です。そういったものが決められているから、そこに書かれている通りに教えればいいということではなく、やはり研究大学として専門的な立場から、「コアカリキュラム」は無視できませんけれども、そこに書かれていることを参考にしつつも、我々の立場からどういうふうに教職科目の内容を進めていけるのかということについても意見交換や協議ができればいいなと考えています。

あとは本会議の論点ということで2つ挙げました。1番は「お互いの教職課程実践の理解を進めたい」です。教職課程の科目をどういう性格として捉えられているのかというのは、これは担当する教科によっても、あるいは先生方一人ひとりの考え方によっても違うと思うのですけれども、例えば「教師の教養を高めるための科目」か、あるいは「教える科目の理解・進化のための科目」か、あるいは「現場で生かせる知識・技能を重視した科目」か等々、どれが正しいというこ

とではもちろんなく、それぞれのお立場によって違ってくるわけですし、教職課程自体の多様性もあります。また、それぞれの任務の違いがありますので、そのへんの共通認識をつくっていきたいと考えています。2番は、それぞれが受け持っておられる科目の具体的な困難や工夫について意見交換したい。講義形態の違い、座学で行っている授業もあれば、グループワークなど実習的にやっている科目もあります。それから履修者数が非常に大きく違って、先ほどの科目一覧の表に赤字で履修者数が書いてあったかと思うのですが、数百人規模、現実には300人というのはいないですよ。百何十人が一番多いのではないかと思うのですが、少ないのは1人というのもあるのです。1桁台の授業というのものがこうあるのです。そういった違いがあります。そういった中で、教職課程実施の具体的な困難や工夫について意見交換したいと思います。例えばですが、以下のような論点が考えられます。ゲストティーチャーや他の機関、組織を利用して、あるいは協力を得ているというのが科目によってさまざまだと思います。どのような実施状況になっているのかをお話いただく。また、履修者の学習モチベーションの状況と対策のあれこれということで、どれだけ真面目に履修できているのかとか、そういった問題です。それから新学習指導要領について、例えば「アクティブラーニング」などを求められている中で、皆さんの科目ではどういった対応をされているのかということです。

とりあえず「本日の進め方」の②はここまでです。いったん終えて、質問などがあれば。

光本：どうもありがとうございました。

今回は最初ということもあり、これまでの経緯から本日の要点まで、多岐に渡ってご説明がありました。また、資料もかなりたくさん配布されましたので、その説明が続きました。個別に議論をするときりがありますが、いずれも重要なことですので、今の守屋先生のお話の中で何か確認しておきたいことや、ご質問がありましたら出していただければと思います。

いかがでしょうか。

浅川先生、何か補足はございますか。

浅川：資料を作成した立場での補足なのですが、『2022年度前期教科教育法調査の結果報告書』の目次を見ていただくと、中心は「理科Ⅰ」と「理科Ⅲ」の分析になっているのですが、「社会科」等の問題についても後半の方で分析を行っております。本日お越しいただいた、「教科教育法」担当の先生方のアンケート調査の結果（**参考資料5**「教職課程担当教員会議事前調査結果」）というものもありますので、資料を含めてご参照いただければありがたいと思っています。以上、補足でした。

光本：ありがとうございます。短時間で確認するのは難しいと思いますので、後ほどまた目を通していただければと思います。

いかがでしょうか。何かご質問がありましたら。

途中からお見えになった先生がおられますので、全体の自己紹介はすでに終わってしまったのですが、大野先生、辻先生、お名前と所属、それからこの開講年次表の中で担当されている科目などをご紹介いただけますか。

辻：教育学部に所属しております辻と申します。担当している授業は3年次前期の「特別活動論」です。この授業は前任の世話人教員から引き継いだのですが、以前は「教科外教育論Ⅰ・Ⅱ」といって、「教科外教育論Ⅰ」が1単位で中学・高校、「教科外教育論Ⅱ」が1単位で中学だけとなっていたのですが、そのときには高校の先生と中学の先生に全面的にお願いするというやり方だったのですが、現在はあわせて1単位（「特別活動論」、補足）ということになっており、いろいろな事情がございまして、単発で現場の先生に何回か来てもらい、あとはもう少し内容、トピックを絞って専門的な見地からお話をいただくというように、私はコーディネートをして組み立てています。現場の先生たちがお忙しくて、半期来ていただくというのが難しいこともありま

したし、また現職の先生方ということでしたので、そういうことになりました。

光本　ありがとうございます。

大野：教育学部の大野栄三です。顔を見知っている方ばかりなのですが、2年次後期の「教育方法学」を担当しています。ここでは124人と書かれていますが、10年くらい前は200人を超えていて、教室を探すのが大変で、理学部の大きい部屋をお借りして、雪道の中メインストリートを渡って、いろいろ道具を持って行ってやっていました。今は124人になっているという状況です。そういう意味では、年々教職を履修する人が減っていったというのが事実ではないかと思っています。講義自体は、私は自分でやっていて、「教育方法学」となっていますが、基本的な事項、あとは教員採用試験のペーパーテストに出てくる問題で、出題の内容を古典的な教授学のコメニウスからヘルバルトとか、学生にそういう理論を教えると、あまり勉強をしたがらなくて、模擬授業の方法とか、そういうテクニカルなことを要求するのですが、教採に出ているよ、と言うとけっこう真面目に勉強してくれます。あとはデューイの生活体験とか、綴り方とか、算数・数学教育と理科教育の日本の重要な教育方法を紹介するというかたちでやっていきます。一見古典的なのですがけれども、今の学習指導要領に引きつけて、実はこれがこういうふうに生きてきて、今の中で出ているのだというかたちで教えていくと、だいたい「コアカリキュラム」で要求しているのは入れることができます。学生の方もそういうベースにあるものを踏まえて、今は何が議論されているのかというのがわかるということで、そういう授業をやっていきます。

授業アンケートとか、この「理科Ⅰ」とか、すごくやられているのだというのでびっくりしました。昔、10年以上前に私が学部の教職課程委員長をやっていたときは、そのときの研究院長が全学教育のアンケートで教職のアンケートをやってくれと頼んだら、教職科目は全学教育の

科目ではないからとアンケートに入らず、その後授業アンケートをどうするかということが止まっていて、その後ずっと止まっているので、今回、こういうかたちで教科教育法の授業アンケート調査が始まったというのは、いいことかなと思います。むしろ、我々、教育学部の方が教職科目をしっかりとやらないと、ちょっと困ったことになるのではないかと思います。私は自分のアンケートで、最後に感想を出してもらうということをやっています。記名式でELMSに。これは教育情報システムですが、そちらにアップロードするので、記名式ですからいいことしか書いてくれないのですが、それなりにいろいろとどういう観点で聞いてくれたかがわかるので、次年度には役に立つのではないかと思います。以上です。

光本：ありがとうございます。オンラインでは、途中から入られた先生はおられませんか。

篠原：いないです。

光本：いない。はい。

どうもありがとうございます。お2人の先生はかなり詳細に授業の取り組みなどについてもご紹介いただきましたので、後半の議論の中に生かさせていただきます。

それでは「本日の進め方」の3番目にいきます。守屋先生、よろしくお願いします。

守屋：引き続きお願いします。

先ほどの資料の確認のところでお話ししましたが、「2022年度前期教科教育法調査の結果報告」という分厚い資料なので、全部は紹介できませんが、図表がたくさん載っていますので、そのあたりの紹介を中心にしてご説明したいと思います。これは事前に何人かの方に見ていただいて、修正要求がいくつかあったのですが、今日は間に合いませんでしたので、最終的に教職課程年報に載せる段階では修正してお示ししたいと思います。

1枚目をめくっていただいて、上の方の2行目

から書きましたが、先ほども少し申し上げたように、「点検・評価小委員会」として今回このアンケート調査の分析を行ったわけですが、これとは別に理学部の責任教員の鈴木先生が改善の試みをしてくださいましたので、私の報告が終わった後で、鈴木先生からも少しお話をいただきたいと思っております。

その下の図表1-1というところです。今年度、2022年度前期に実施された「教科教育法」の担当者と担当コマ数、担当部局、履修者数一覧です。これだけの数の教科教育法が開講されています。一番右の欄の履修者数を見ていただくとわかりますように、1人という科目もある一方で、一番多いのは「教科教育法（理科Ⅰ）」です。真ん中あたりにあります。それから比較的多いのが社会科です。今日はお2人、見えてられますけれども、社会科も比較的多いということがこの図表からわかるかと思えます。

次に4ページです。図表1-2は履修者数の多い順に並べ替えたものです。右に単位取得率というのも掲載しております。人数が少ないので、それほど率を挙げてあまり意味がないかもしれませんが、参考までに見ていただければいいかと思えます。

次の5ページの図表1-3ですが、調査対象とした講義と回答者、回答率一覧になっています。今回は「理科Ⅰ」の検討というのが中心的な任務ですけれども、そのためにも他の科目との対比という意味で、他の科目もアンケート調査を行いました。ただ、履修者が1人とか2人とか少ないのはあまり意味がありませんので、そこに掲げた9科目について調査いたしました。

学年などは省略します。次に図表1-5、回答者の教育実習の予定と未定一覧です。これはどういう意味かといいますと、補足資料にアンケート項目があります。これを見ていただくとわかるのですが、【基本的なこと】の3番のところに「教育実習はいつに控えていますか、該当するものを○で囲んでください」となっています。

「2年後の予定」、「来年の予定」、「未定」、「まだ教職課程を続けるかどうか迷っている」、このどれかに丸をしてもらうということで、「未

定」と「迷っている」、両方を合わせています。2年生であれば通常2年後に実習をするはずで、3年生であれば来年行わずなのですが、「まだ迷っている」とか、「まだ決めていない」。決めていないということは、例えば2年生なのけれども単位が十分取れていないから2年後に実習できるかどうかわからないといった学生も含まれているかと思うのですが、どれだけ教職課程に対して本気で、「ぜひやりたい」と思っているのか、「途中であきらめる」とかという、その違いがこの数値に表れているのではないかと思います。理科は比較的未定が多いということがこの表でわかるかと思いますが、他の科目もそれほど大きな違いはないかもしれません。

次に7ページの図表1-6「理想とするクラスサイズ」。これもアンケート項目でいきますと、【この授業について幾つかお尋ねします】の6番が該当する項目です。「この授業のクラスサイズはどれぐらいが理想だと考えますか」ということです。これに対して、これはかなり特徴的だと思うのですが、「理科Ⅰ」の受講者は、少ない人数がいいと言っている学生はおらず、「19人以下」はおらず、「クラスサイズは関係ない」というのが大半を占めています。他の科目と比べると、すごくはっきりわかると思います。他の科目は「10人未満」とか、「19人まで」とか、せいぜい「29人まで」とか、そのあたりが多いかと思えます。

次に図表1-7、講義の評価です。「5」が一番高くなっています。これは必ずしも「理科Ⅰ」の講義の評価が低いわけではないということが、他の科目と比べてわかるかと思えます。特に、評価が高いのは「社会・公民Ⅰ」と「社会・地歴Ⅰ」です。今日見えてられている先生方の評価が非常に高いということが、この表からわかるかと思えます。

次にいきまして9ページです。これは8ページの下から「理科Ⅰ」の分析に入っていますが、図表2-1に今年度の「理科Ⅰ」のシラバスをもとに、その内容をまとめたものです。前半の2回目から6回目が非常勤講師の先生、北海道立理科教育センターの先生が実践的な内容を担当され

ていて、7回目以降は理学部の先生方がそれぞれの4つの分野に分かれて教えるというかたちになっています。

次は11ページになります。アンケート項目の中に【この授業についていくつかお尋ねします】という項目があって、これも最後のところを見ていただくとわかりますが、1が「履修前にこの授業に期待していたこと」、2が「この授業を受けてよく分かった、身についた」という点、3が「印象に残ったことや感想」、4が「もっと教わりたかった」という点、5が「不満に思ったこと」。これはすべて自由記述です。この分析については、8ページの中央あたりに「分析方法はM-GTA分析の援用である」と書かれてありますが、この方法は質的調査で最近使われているもので、自由記述の内容をいくつかのカテゴリーに分けていくという方法を用いました。11ページの「履修前に講義に期待したこと」、これもカテゴリーごとの小計欄を見てもらうとわかりますが、2番目の「教育（授業）実施・指導・技術に関すること」についての期待が非常に大きいということが言えるかと思います。次の12ページが、期待したけれども「期待外れ」だったことで、自由記述の中でこういったことを期待したけれどもできなかったと書かれていたのが、やはり今言った「教育（授業）実施・指導・技術に関すること」というのが非常に多く出ていることがわかります。それから13ページ、「講義で得たこと」。これは真ん中あたりの大きなカテゴリー、「理科・各科目それ自身に関わること」が非常に多いということが、小計の数字でわかるかと思います。そのひとつ上のカテゴリー、「学習指導要領の理解」、これは事前の期待にはまったくなくて、学生は学習指導要領ということをはぼ知らなかったのだと思うのですが、これを「得られた」という数がある程度上がっています。

14ページですが、「もっと教わりたかったこと」。これは数的には「なし」と「N.A.」がけっこう多いのですが、「ある」の中では、「授業づくりに関すること」というのがカテゴリーとしては一番多いことがわかるかと思います。

次の15ページの図表2-9のところで、今紹介

した3項目の比較ですが、横に並べてみるとわかるように、「教育（授業）実施・指導・技術に関すること」という2番目の欄は、期待はしていたけれども得られなかったと。それで、「もっと教わりたかった」が多少あったという感じです。

「授業づくりに関すること」は期待して、そこそこ得られて、でももうちょっと教わりたかったという感じです。そういった違いがよくわかるかと思います。理科各科目に関することは、それほど期待していなかったけれども得られたという、そういった違いが見えてくるかと思います。

それから下の図表2-10の「講義で印象に残ったこと」というのが、「科目個々で印象に残ったこと」で、「石の授業」、「防災安全の授業」と、どちらも地学の関係だと思いますが、その授業のことが印象に残っている。それから真ん中から下の方ですが、「学校・現場の印象」というカテゴリーの「学校・教員の大変さ」、これもけっこうな数が上がっていることがわかるかと思います。

次のページの図表2-11です。「講義への不満や改善点」。これは実は「なし・N.A.」がけっこう多いということです。母数が52人のうち33件ということです。「講義のあり方に関すること」が、多少目立つかなという感じです。

駆け足で見てきましたけれども、以上が「理科Ⅰ」の分析結果です。

「理科Ⅲ」の方も17ページから分析結果を載せておりますが、こちらは履修者数が19名ということで、「理科Ⅰ」と比べるとだいぶ少なくなっています。これは「理科Ⅰ」と「理科Ⅱ」というのは、中学と高校、どちらの免許に対しても必要な科目なのですが、「理科Ⅲ」、「理科Ⅳ」というのは、高校の免許を取る学生は必要がなく、中学の免許を取る学生のみ必修のため、その関係で履修者数も少なくなっております。また、図表3-1にあるように内容的にはこちらの方はすべて非常勤講師の先生方に具体的な内容を講義していただいています。

こちらの方は人数が少ないので、あまりはつきりとした比較にはならないかと思いますが、21ページの図表3-8に、先ほども見ました3項

目、「期待したこと」、「得たこと」、「もっと教わりたかったこと」をまとめてあります。こちらの表だけ確認しておきたいと思います。

2番目の教材研究というのは、学生は事前には期待していなかったけれども、「得た」という学生はけっこういるということが見えてきます。

「もっと教わりたかった」という中には入っていませんので、教材研究についてはかなりこの授業で学べたということだと思います。それから4項目目の「授業実施・指導・知識・技術に関すること」、これは期待していたがほぼ得られた、と。「もっと教わりたかった」という中には入っていないので、これは期待通りの結果が得られたということだと思います。下の3つの欄です。「満足」、「なし」、「N.A.」が「もっと教わりたかったこと」の大半を占めております。ですから、この科目について受講者は非常に満足していて、特にこれ以上教わりたかったことはない、ということだと思います。

こういったことで、「理科Ⅰ」と理科Ⅲを比べると相当の違いが見えてくるかと思えます。

この2つの科目の比較が22ページからあるのですが、繰り返しになる部分があるので、ここは省略します。

26ページ以降から理科以外の科目についてどうだったか、というのが挙げられています。これもここでは省略いたしますが、この綴じた中の後ろの方にそれぞれの科目の自由記述が具体的に挙げられていますので、参考に、お時間があれば目を通していただければいいかと思います。

28ページの最後の行から簡単にまとめということで、まず「理科Ⅰ」と「理科Ⅲ」のまとめが29ページから書かれております。第1に教科教育法においては教育として展開可能なことがクラスサイズによって制約される。要するに教科教育法の中で「理科Ⅰ」が一番人数が多いわけですが、そういった点で、例えば模擬授業ができないといったことで学生の不満があったのではないかと、他の科目との比較等で見えてきました。それから第2に、授業を行うというところに履修者の意識を向かわせる。この授業を行うことというのは教師になって自分が授業を

行うのだ、ということに十分に履修者の意識が向かえなかったのではないかと、ということが見えてきます。29ページの9行目から書きましたが、そもそも開放制教職課程において、教壇に立つことのイメージが、教育実習で本物の教壇に立つまでに持てる学生がどれほどいるのか。これは教員養成系大学の場合、実習校を持っていて、最終的な教育実習までに何度も、例えば2年生、3年生という時期から現場を見るという機会があるわけですが、北大の場合は当然ですがそれは難しいということがあります。そういったところで、教師になるという意識が十分に持てないまま、教職課程を履修し続けるという問題があるかと思えます。5段落目にもありますが、本学の学生の多くは進学校の出身である、と。進学校での経験を当たり前と考えるところがあって、でも一方でやはり教員というのは学ぶことに困難を抱えている生徒も学びに向かわせなければならないという認識の獲得が必要なのですが、そこが難しいと。さらに言うと、学生自身が自発的に、アクティブに学んでいないことに気づくことも必要になってくるかと思えます。こういう状況が見えてくるのではないかと思います。

最後に6番の「本報告書のまとめ」です。第1に先ほども述べましたが、クラスサイズの問題があるということです。30ページの3行目に書きましたが、例えば学生個々が授業案を作成し、その相互評価ができる程度までには「クラスサイズを縮小することが望ましい」ということが、現実にはできるかどうかは別問題として、望ましいということは言えるかと思えます。他の教科との比較ではっきりしていることだと思います。

第2には、教科教育法理科という科目特有の問題があると考えています。高校の理科は4分野あるわけですが、それぞれについてそれぞれの分野の科目論、物理学とは何か、物理学を学ぶとは何か、みたいなことも教科教育法の中でやるべきですし、具体的に物理の授業を実施するために必要な内容みたいなことも述べる必要があるという、そういうかなりの難しさがあるということが、ひとつには言えるかと思えます。

この調査結果から言えることは、繰り返しくなりすけれども、ひとつの授業の履修者数を少なくしていくことが必要であると思えますし、そういった意味で理科教育法を複数開講する必要があるのではないかと思います。それから最後、第3にというところからですが、すでにマスコミ等で喧伝されている、学校はブラックだと、ブラック職場だという状況の中で、以前と比べれば履修者数は減ってきたとはいえ、それでも100人程度の履修者が教員免許を取るために、他の学生と比べると余計な単位を一生懸命そろえてくれているので、そういう意味でも教職課程を担当する我々としては、そういった学生に希望を持ってもらえるように、彼らの履修を後押ししたいと考える次第です。

私からは以上です。

光本：続いて鈴木先生、お願いできますか。

鈴木：資料の1枚もので一番上に「教職課程担当教員会議2023.0215」と書いたものをご覧ください（参考資料5）。私はここにも書いてありますが、今年度から「理科Ⅰ」と「理科Ⅱ」の責任教員をしております。今、お話しされた守屋先生にご指導いただきながら、どうやってこれを改善していくのかというところに取り組んでいます。

まず（Ⅰ）のところにある「R3年度の教科教育法（理科Ⅰ）、（理科Ⅱ）の問題（「理科教育法問題の背景」）についてですが、昨年の『年報』12号で浅川先生にまとめていただいたレポートがあって、あれを読んで初めて理学系の教員はこういう問題があるのだということに気がつきました。なぜそれまで気がつかなかったのかということが、この背景のところに書かれています。右の図にありますように、この「理科Ⅰ」、「理科Ⅱ」はどちらも「理科教育センター」の先生が5回、総論と書きましたが授業づくり、内容としては学校の現状や理科教育に求められるもの、こういうものをお話しいただいて、その後は物理、化学、生物、地学それぞれの分野の専門の理学部の先生が2回ずつ各論について、それぞれ

の分野の特徴に合わせてどういうことが必要なのかということをお話し、そういうオムニバスの形態になっています。そしてその全体を責任者が見渡すというかたちになっていて、もともとオムニバスの形式は、教員と受講生の一体感が非常に取りにくいのですが、それにもかかわらずこの科目についてはそれまでは、責任者が単年度でローテーションしていたのです。結局は理学部の中で負担の均等化ということで、物理、化学、生物、地学で4年に1回、その責任者を回して、去年の責任者から今年の責任者への引き継ぎが何もない状態で責任者が回ってくるという状況でした。ですから、たとえ問題点があったとしても、次に引き継がれない、そういう体制になっていたというのがひとつの問題点でした。

また、当該年度の講義担当が責任者も含めて6人いるのですが、一度も顔を合わせない。責任者はシラバスを書いて、いついつは誰先生が授業をしてください、とメールでご案内をして、終わったら成績を出してください、といって集計するというだけで、他の先生がどんな授業をしていたのかということもわからないという状況でした。あとは同じ生物なら生物、地学なら地学でも、そこも単年度で先生がローテーションしていて、責任者も単年度ローテーションしているし、各論を担当している先生も単年度ローテーションしているので、前年度の生物を教えていた先生が、どういう授業をしたかというのがわからないまま生物の授業をするということで講義に立っていました。やはりこういうことがあって、言ってしまうと、やや無責任な体制が非常に生じやすい。今年だけ終わればもう関係ないのだ、という、責任者の先生も次の学科に回すわけだし、ということがありました。それでもそれぞれの先生がきちんとやっているときは良かったのかもしれないのですが、すべてオンラインになった2年間でガタガタと非常に悪いことが起こったのではないかと思います。

こうした状況が背景にありました。私も去年の今頃になって初めてこの責任者を担当することが決まり、たまたま教職専門委員の方も兼任していたために、浅川先生の『年報』12号のレ

ポートが手元に届いて読んだら、こんなにひどいことが起こっているのだということで取り組みを始めさせていただきました。

まずは責任者を数年間留任にして、改善がきちんと見渡せるまでは同じ人が、私がするのですが、責任者を固定して、科目が年次でどのように変化していくのかを見ることにしました。また、こういう問題があるのだということを、その年に講義を担当している先生の間で共有する。

『年報』でこういう問題が出ていますので、こういうことに対しては対応しなければいけないということをまず共有しました。そして学生が本講に何を求めているのか、これは非常に難しい、「理科Ⅰ」にきている学生のスペクトルは非常に広いので難しいのですが、少なくとも各論では先生の専門の話を聞きたいと思ってきているのではなくて、化学ならそれをどういうふうに教えるのか、どういうところに注意するのか、こういうことが知りたいのだということを共有しました。また、その先生がどういう講義をしたかということを、その年度の中で複数の先生の間で共有する。ELMSに使った教材、配布物を上げておくと、他の先生も閲覧できるようになっています。これは「理科Ⅰ」ですが、「理科Ⅱ」の先生もそこに登録すると「理科Ⅰ」でどのような授業がされていたのかということを見ることができます。次の年度の担当の先生も名前を登録すれば前年度にどういう授業をしていたのかが見られるので、まずはマテリアルの共有ができるようにしました。これはそれを使うという意味ではなく、どういうものを前年は使っていたのかということを知るためです。

あとは学生からの講義へのフィードバック、これは今、守屋先生に示していただいたアンケートとは別に、先ほど大野先生もお話しされていましたが、授業の最後にアンケートを取って自分の授業にフィードバックするということとやや似ているのですが、最終レポートとして、その学期で印象に残った講義の回について記述するというのを、レポートの選択のひとつにしています。それはどの回だったのか、内容は何で、自分はどのように印象に残ったのかというこ

とを書いて、その回から自分は何を学んだのか、それを元に自分が授業をするときにどのように生かしたいか、という項目について書かせることをしています。そうするとアンケートとは違いますので、必ず書かなければいけないですから、学生は印象に残ったところ、いいところを書く、そしてそれを集めたものを授業担当者にフィードバックします。フィードバックしたものをELMSに載せておいて、次の学期に授業を担当する人が、こういう授業をするというフィードバックがあるのだということを見ることができるよう取り組みを始めています。

今までできているのは、今年度からですから「理科Ⅰ」でやったことを「理科Ⅱ」の方にフィードバックを始めています。来年の令和5年の担当者の方には、これからはそういう情報があるので、見ていただいて、改善に協力してほしいということを求めていくことを考えています。

本日は、先ほど守屋先生にご説明いただいた資料については、私は先にいただいて読む時間をいただきました。アンケート自体は守屋先生のご許可を得て、そのコピーをいただいて、「理科Ⅰ」の教員で共有して見たのですが、自分で見ただけではよくわからない部分があったので、このようにまとめていただくとやはり新しい気づきが非常にありました。

ひとつ目は各論を担当している講義担当者がきちんと受講者に向き合って、自分勝手に自分の専門の話をするのではなく、教えるときはどうあるべきかという立場に立ってお話をされた、それだけでも講義に期待したことは違うのですが、それでもある程度信頼関係を築くことができたために、満足度は上がったのではないかと思います。これは数字に出てきたところで、方法としては良かったのではないかと思います。

2つ目に気づいたことは、理想とするクラスサイズは関係がない、人数が多くてもいいと思っている、あるいはオンラインでもいいという学生が多いということでした。これは言ってみれば、「理科Ⅰ」を受講する2年生の前期の状態で、先生になると明確に決めている人はかなり少なく、進路は決めておらず、教員免許を取ると

きに困らないように、今のうちにこの授業を受けておく、可能性を残しておくという学生がかなりこのクラスにはいるということだと思います。3分の1は未定、あるいは免許は取るけれども先生になるつもりはないということを言う学生もいますので、教育実習にどれくらいの学生が行くのかというと、そんなには行かないのかもしれないのです。そうすると今回の「理科Ⅰ」の授業というのは、総論の方で指導要領や学校がどういうことをしているのか、先生はどういう仕事をするのかということをきちんと教えてもらっていることで、まだ進路を決めていない学生たちが進路を決めるという意味では、こういう形態の授業のままでいいのかもしれないと思います。

3つ目ですが、一方でこの「理科Ⅰ」を履修する学生の中には、先生になることを完全に決めている学生も入っています。すると、その学生たちと、そうではない学生たちが混在した状態だと、先生になる学生は教育実習に行くつもりでいますので、もっと実践的なこと、授業のつくり方やどうやって教えるのかという部分、指導技術に関して、この授業ではどうして何も教えてくれないのだろうという不満が残ってしまう。「理科Ⅰ」を複数開講するというのは、ひとつの可能性としてはあるのですが、まずはこの「理科Ⅰ」は、学習指導要領の理解、生徒の課題発見、考える力を養うことに留意した授業をつくることが重要なことだとか、理科科目について理解する、こういうことについて注力した科目となっています。ですから、授業の実施、あるいは模擬授業の指導技術に関することについて学んでほしいということを、シラバスにきちんと書いた方が、学生はそのつもりでこの授業を聞くことができるのではないかと気づくことができました。

この（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）については令和5年度からの内容についてフィードバックしていきたいと思います。私からは以上です。

光本：ありがとうございました。

今回は主に理科の教科教育法について学生の

アンケート結果をまず分析し、さらにそれについての「点検・評価小委員会」のまとめを受けて、科目責任者の鈴木先生にも検討していただくという、たいへん重厚なプロセスをとりましたので、多角的に検討できたかと思います。また、「理学教育法」に限らず、「教科教育法」に関わる問題、それからさらに教職課程全体にも視座されることがらなどについても、いくつか指摘がされております。これだけでも多岐にわたる論点があるのですが、どうでしょうか。確認とか何かご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

浅川先生、再度になりますが、何か補足がありますか。

浅川：補足というわけではないのですが、先ほどの鈴木先生の「気づき－3」で、そうだなと思ったのですけれども、一応免許を取っておくというか、特に北大の場合は、「進路振り分け」過程が入る、その後に理系などから来た学生は進路選択の幅が広くて、一応教職も取っておく、というところから絞っていくという、ふわふわしている学生もけっこう入っているのです。他方で、もう教員になるということを早い時点で決めている学生もいるという、混在問題にどう対応するのかというのは、「理科Ⅰ」だけではなくて、他でもある問題だと思うのです。そこを、今回の場合は授業技術、教員になるということが明確な学生についてはこの講義も取りなさい、というかたちで、講義の「scope」を明らかにするという方法で対応されるというのは非常に創意あふれる対応だと思いました。それで、中学校の免許ではあるのだけれど、「理科Ⅲ」、「理科Ⅳ」の履修に促して、そこでやりなさいと水路づけていくのは重要なことだと思います。他方で、そうすると「理科Ⅲ」の講義人数が増えると、また問題が生じるのをどうするのかということが。

鈴木：そこが心配なところです。

浅川：そうですね。でもそれだけ、逆に言えば困るほど教員を取りたいという学生がいるのなら、

そこが明らかになった時点で何かの対応を考えるという、ゆっくりとした対応でいいのではないかと思います。私がこの理科科目の分析をするときに考えたのは、今年度の教職実践集で、札幌市の中学校に行った理科の教育実習生が、模擬授業をやることがほぼできない中で、教壇に立ってやるのは本当に「初めて」のような感じで、実験上の注意などもよくわからないままにやったと。そのことが「寂しかった」という話をしていたのが、僕の心に刺さっていて、教員になりたいと決めた学生にはやはりある程度のことはしてあげたいな、と思ったところがありました。その「scope」を示して、動機付けて、来年に増えるようであれば何かの対応を考えていただけるというようなことがあれば、その「寂しかった」というのを少し減らせるのではないかと思います。これから先、子どもの数が激減していくので、どうやって子どもを育てるかというのは教員の任務として非常に重要になってくると思うので、先生の取り組みを続けていただければありがたいと、本当に感謝いたします。ありがとうございました。

光本：では大野先生、お願いします。

大野：「気づきー3」のところなのですが、今の免許法に変わったときに「理科Ⅲ」が新設されて、申請するときにコロナ禍で、理学部の方で担当の方を探すのが大変で、理学部の教務の根本先生と相談して、とりあえず私が。

鈴木：先生は2020年に担当を。

大野：やったのです。

鈴木：ありがとうございます。

大野：コロナ禍にオンラインで、初めて担当する科目でという状況でやったのですが、「理科Ⅲ」は中学校なので、私は学部3年生ぐらいが多いのかなと思って、私の授業（「教育方法論」、補注）を2年生の2学期で聞いて、履修するの

かと思って蓋を開けたら全員2年生で、どうしようと思って。「教育学」も「教育心理学」も、教職がそこから始まるというような学生ばかりなのです。「教職入門」を1年生の2学期に配置されていますが、これはおそらく昔からそうなのですが、必ずしも1年生の2学期に取っていない学生もいて、2年生になってから、教職というので取る学生もいるという状況なので、「理科Ⅲ」を始めたときに全然何もやっていない学生が受けて、「中学校の」となるので、結構大変でした。そういう意味では、教育の技術というか、指導とか、授業の実施とか、そういうことができる状態ではない。やらせてもママゴトというのでしょうか、やるだけで、むしろ「教材研究が何かわかった」とか、「教材が何かわかった」とか、そういう感動があるという状況でした。同時に「理科Ⅱ」、「理科Ⅳ」を全部取っているような状況かもしれないのです。そういう中で、どう中身をつくっていくかというのが問題なのかなと思うので、こういう切り分けは、まずは大事なかなと思います。たぶん後半の方で何か入れられれば、それなりにいいのかもしれないのですが、本格的にクラスサイズを小さくして、模擬授業を実施してというような、そこまで踏み込む意味があるのかどうかというの、ちょっと慎重に検討をしていく方がいいのかなと思います。

あとは、他大学で高校の先生で「理科教育法」をやられている知り合いの人がいて、相談したのですが、けっこう面白いことをやられているので、そのあたりを取り込んで、2学期の後半くらいにやると、学生の満足度もそれなりに増すのではないのかなと思います。大幅な何かというよりは、ちょっとうまく内容を加えるだけで、「理科教育センター」の方にもできることで、対応できるのではないのかなと思いました。以上です。

光本：ありがとうございました。大野先生も科目を担当いただいた立場で。

大野：私がやったのはグループに分けて、教材を作ってくれという、問題を作ったというふう

に考えてみよう。それぐらいしかできなかったのですね。指導案を作ってやってくれというのは、ちょっと2年生の1学期にやれというのは難しかったですね。

光本：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。守屋先生、何かありますか。

守屋：次にいきましょう。

光本：はい。では、ひとまず理科の点検評価については終わりたいと思います。これだけ詳細に分析して、かつその結果を授業担当者にフィードバックした上で、こういうかたちで検討するというのは、おそらくここまでやっている「点検・評価」というのは少ないのではないかと思います。こういったやり方がもし積極的なものだと思われれば、次年度以降も他の科目についても同じように進めていくことになるかと思うので、こういう進め方がどうかということについてもいろいろご意見をいただければと思います。

それでは④です。グループワークを今日の担当者会議ではやろうと考えておりまして、グループワークの進め方については守屋先生からお話いただけますか。

守屋：はい。オンラインの方は。

光本：すみません。オンラインの先生からは何かございますか。

篠原：なさそうです。

光本：ないですか。

守屋：グループワークは可能ですよね。だいたいこういうグループワークは4人ずつくらいが話をしやすいと言われております。私も自分の授業では、グループのときは基本的に4人でやっています。ちょうどオンラインの方2名を入れると、4人ずつ、4グループができるという感じな

ので、時間的には、今日は12時終了ですので、20分程度していただいて、一応論点というのを最初に説明しましたが、そこにあまりこだわらずに、点検評価のやり方がどうだとか、そういう話も出していただけてけっこうですし、もちろんですがご自分の教職科目の担当の上でのご苦勞であったりとか工夫であったり、そういった情報交換のようなことを、気軽に、率直にいただければいいのかな、と思っております。よろしいでしょうか。

ここから3グループに分かれたグループワークを行った。各グループでの意見交換については割愛する。

以降は、全体会に戻ってから会議を再開した。

守屋：はい。ありがとうございます。時間がそろそろかな、と思います。光本先生、そろそろ時間も限られていますので。

光本：それではそろそろ50分になりますので、終わりにしたいと思います。すみません、終わります。お疲れ様でした。

それぞれのグループでたくさんお話をされて、一言でまとめるというのは無理だとは思いますが、先ほどのお話ではありませんけれども、特に印象に残ったこと、あるいは気づきなどについて、グループワークをやって、あらためて気づかされたことなどを簡単にご紹介いただけますでしょうか。

どのグループからでも良いのですが、そちらからお願いしていいですか。

大野：すばらしい学生のレポートなどを見せてもらって、感動していたのですが、1点だけ、今後の改善で、教科教育法を担当されている非常勤の先生方が、ELMSを使っていろいろとやろうと思ったときに、使い方がよくわからないと。パスワードはもらうのだけれども、うまくいかないと。そういうときにどこに相談したらいいのかなど、そういうことがあるのでちょっともったいない状況になっています。そういう場合

の対応ですね。非常勤の方でもELMSを使えるようにするような、そういう学外の方への対応があったらいいなという意見がありました。以上です。

浅川：同意見です。

光本：ありがとうございます。専任教員も使えているのかということがありますが。いろいろとELMSを使つての工夫についても交流する必要があります。

大野：それは仕事だから。

光本：ええ、単なる使い方の問題だけではなくて、どう生かしているかということも含めて。はい、ありがとうございます。ではどうぞ。

鈴木：はい。こちらは理科教育法の話を含めながらいろいろな交流があったのですが、ELMSとの関連ですと、辻先生から紹介のあった話で、授業の初回で学生にどういう経験を持っていたかということのアンケートをかなり取られて、それを2回目以降は、辻先生の場合はゲストの各先生方にも依頼されているので、それをフィードバックして、学生はこんな経験を持っていて、こんなことを考えていて、こんなことを期待している、というのをあらかじめお伝えした上で授業に臨んでいただいているという、そういうコーディネートをされているというお話を聞いて、それはすごく重要ですね、という話になりました。

アンケートを最後に評価としていただく、そのフィードバックをもらうということもそうですが、初回でしっかり学生の状況を把握するためにアンケートを取ることも大切なのかなと。それはELMSがあれば比較的数据が取りやすい、集計もしやすいということがあるので、そういうかたちで利用してみるのには良い方向性なのかなということをシェアいただきました。

光本：ありがとうございます。

守屋：こちらはオンラインで水産学部の山崎先生と情報科学院の浅井先生に加わっていただきましたので、それぞれの事情をおうかがいすることができて、私としてもたいへん勉強になりました。

例えば水産については、入学時点で教員になりたくて水産に来る学生はまずいないということなのです。実際に私も先日、教職課程委員として教育実習の「事前指導」で函館まで行ってきたのですが、1名だけとても教育の勉強をしている学生がいたのですけれども、他はまだモチベーションが低いのかな、という状況でした。4年生の「事後指導」の学生も、ほぼ全員が教師ではなく、大学院に行くとか、大学院に行ってから教師になるかもしれないという人はいましたけれども、そういうような状況でした。

情報科学院の方は、今は情報が非常に売り手市場で、無理に教員にならなくてもいくらかでも就職ができてしまうということや、中には高専（高等専門学校、補足）の教員になりたいと、高専出身で、高専の教員になりたいという学生がいるそうです。高専はもちろん教員免許はいらないわけです。

おふたりの話を聞いていて思ったのは、教師の魅力みたいなものを積極的に大学の教養課程の中で伝えていかないと、なかなか水産とか情報から先生になってくれる学生が出にくいのではないかと、そういうようなことを思いました。

あとは文学部から来られている「点検評価小委員」の松脇先生からは理学部の取り組みを聞いて、文学部もやばいぞというお話で、「教科教育法」の先生方が何をしているかということ、教職課程専門委員である松脇先生もよくわかっていない、そういう情報が伝わってこないという、そのへんを文学部の中でも少し改善していただけたらいいな、という感想を持ちました。以上です。

光本：ありがとうございました。それぞれのグループからお1人ずつご報告いただいたのですが、何か言っておきたいとか、シェアしたいことが

ありましたら。お願いいたします。

相庭：別件でもいいですか。「高大連携歴史教育研究会」というものがありまして、養成課程側がどういう教員をつくるかというところで話し合いをする立場にいます。そこで出てくるのですが、非常に口幅ったいと言いますか、無礼なお話を申し上げます。理科もたぶんそうなのですが、今度は「歴史総合」（2022年度から高校で必修となった科目名、補注）というのが世界史と日本史がくっつくのです。もちろん地理などの問題もからむのですが、そこで問題になっているのが、「歴史総合」を担当する人間が、18世紀以降の世界史も日本史も知らなければならないということなのです。教科教育というのはなくて、いわゆる一般教育の科目、専門の勉強なのですが、専門の勉強の中でぜひ充実させなければならないということを、多くの方が発言されています。おわかりいただきましたでしょうか。ただ安易に日本史を取った、世界史を取ったではなく、知識的に両方を取らなければならないのだという話になってくるのです。ぜひ、一言だけお話をさせていただきました。よろしく願いいたします。

光本：高校側からの、大学の教職課程と大学教育に対する要望ということですね。たいへん重要なご指摘かと思えます。せっかくですのでお願いします。

川瀬：「社会・公民科Ⅱ」を後期に担当させていただきました。実は、15回の最終回に、北大の坪井先生（当時。現在、北海道大学と愛知県立大学の名誉教授、補注）の「スクールリーダーシップ研修」で一緒だった、札幌北高校の林校長に来てもらいました。彼とは同じ公民科であったこともあり、個人的にも知っているため、自分が北大でやらせていただいているということで、最後の1コマのときにゲストティーチャーで60分いろいろお話をしてもらいました。学生にいろいろやっていったときに、同僚性というか、現場に入って教職は面白いのか、「ブラックだな」と

いうのが若干リアクションであったので。そうではなくて、林校長は校長を3校で経験されていて、今は北海道の高等学校校長会の会長なのですが、前任は近郊の困難校にいました。そういう経験をされてきた中で、生徒とどう触れ合ったのか、教職員とどう触れ合ったのかという話や、公民を専門教科としてずっと担当してきてどうだったのか、という話をコンパクトにさせていただきました。そういう話をしてくださいね、というリクエストをしたところ、なかなかの反響でした。

どうだったかという感想までは、そこでいちいち聞く時間はなかったのですが、15回のコマの中で、最後はそういう現場の声を聞く機会を設けました。自分も途中、途中では伝えますけれども、誰かにさらにまとめて話してもらった方がいいということもありますので、メニューとしては今後もそういうものを加えていければと考えています。学生さんの反応がすごく良かったと思うのは、段階を追っていくと気持ちが持ち上がるというか、モチベーションが上がっていくような手応えがありましたので引き続きやっていきたいと思っています。

光本：ありがとうございます。貴重な取り組みをご紹介いただきました。

守屋：ご挨拶でいいかな。

光本：ご挨拶の前に、次年度の「点検・評価」の提案等というのが残されておりまして、それは具体的には「点検・評価小委員会」や教職課程委員会で議論していくことになるかと思いますが、今日の「教職課程担当教員会議」というのはそれに向けてたいへん多くの示唆を得ることができたと思っています。何よりも、通常、教育に関する評価というのは、担当した教員が自分で自分なりに考えてやるということは行われていると思うのですが、それを少し第三者的な視点から誰かがやるということはあまりないと思います。今日のようなかたちで、「点検・評価委員会」のレポートに基づいた評価、また、それが担当者に

どう受け止められたか、担当者にとっては必ずしも本意ではないことも含まれていることもあり得るかと思うのですが、それも含めて受け止めていただき、今日ご議論いただいたということです。この方法、積極的に次年度以降もぜひ生かす必要があるのではないかと考えております。

今年は「教科教育法(理科)」でしたけれども、来年は決まっていますが、文学部の方でも取り組みをといるお話もありましたので、そういうことをつなげていけるのではないかと思います。すみません、司会が勝手に思ったことを話しました。

大野: ちょっとよろしいですか。それでいうのであれば、来年は別の教科教育法というよりは、来年は教職科目、私は「教育方法学」ですが、「教育学」や「教育心理学」といった教職の専門科目についてどう評価するのかをやらないと、ものの先後が、教科教育法から始まっているのですが、けれども、本体の教職課程の科目の方の評価が、私は自分でやっていますけれども、そういう意味ではやられていないので、そちらの方をやるというのが筋かなとは思っています。

光本: ありがとうございます。では、そういう意見も出たということで、最後に守屋先生、おまとめいただきてよろしいでしょうか。

守屋: 今日は本当にありがとうございました。先ほど、グループの中で横井先生もおっしゃっていたのですが、ここに来て30年で、こういう場が初めてだと。なかなか教職課程の担当教員が集まって、ということは無理だろうというようなことを何となく思っていたのですが、思い切ってやってみたらできたと。率直にそれぞれの先生方の思いを聞くことができ、私としては初回としては成功だったと評価していいのかなと思っています。本当にお忙しい中、足を運んでくださって、時間をかけて参加していただきありがとうございます。これからも、本当に率直に部局を超えて、あるいは学外の方もこう

やって北大の教職課程を盛り上げる、改善していくという目標に向かって情報交換し、協力し合っていければこれに超したことはございませんので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。何かご意見がありましたら、メール等でもお知らせいただければたいへん幸甚に存じます。今日はどうもありがとうございました。

光本: どうもお疲れ様でした。

【配布資料のうち1点割愛した資料の記事等の内訳は以下である】

- ①「次期教育振興基本計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）諮問の概要」
- ②「新年度 公立で教員不足相次ぐ 長時間労働などで教職敬遠か」朝日新聞2022年5月7日
- ③「教員試験 定員割れも 公立小受験 前年度比2000人減」朝日新聞2023年1月20日
- ④「教員採用、大学3年生も一部受験OK」朝日新聞2023年1月13日
- ④「教員不足に社会人 「特別免許活用を」文部省通知」朝日新聞2022年4月23日
- ⑤「長時間労働、「残業代ゼロ」——教員になる魅力よりも」朝日新聞2023年1月20日
- ⑥「教職の危機「働き方改革」はいま 教材研究は労働時間ではないのか」毎日新聞2022年12月5日
- ⑦「今年の出生数77万人台 本社算出 少子化、想定より11年早く」朝日新聞2022年12月22日
- ⑧「教員養成と教育学の相互関係性—教職課程コアカリキュラムの導入と関わって—」日本学術会議『大学教育の分野別質保障のための教育課程編成上の参照基準 教育学分野』2022年8月18日所収

参考資料1

開講表(2022年度実績)縦幅が広いものは2単位、狭いものは1単位の科目である。ただし水産学部開講の教科教育法を除く。

1年次	2年次		3年次		4年次	
2学期	1学期	2学期	1学期	2学期	1学期	2学期
教職入門(光本・ゲスト) 139人	教育学(白水・近藤) 146人	教育制度論(横井) 146人	教育課程論(大竹)110人 特別活動論(辻・ゲスト) 122人	道徳教育論(浅川・喜田・非・ 山口・非)55人	学校インターン シップ(守屋)3人	
教職入門(光本・ゲスト) 128人	教育心理学(川田・井出) 154人	生徒指導論(宮崎)141人 教育方法論(大野)124人	教育情報通信技術論(伊藤・ 重田・奥村・非)117人	進路指導論Ⅰ(上原)125人 進路指導論Ⅱ(駒川・ゲスト) 132人	学校インターン シップ(浅川)3人	
	総合的な学習の時間の指導 法(浅川)163人	特別な教育的ニーズへの理解と 対応(岡田・安達・関)139人		教育相談論Ⅰ(渡邊)126人	学校インターン シップ(篠原)7人	
	介護等体験実習(鳥山)62人					

教 職 課 程 委 員 会 担 当 分	教育実習C(教育実習事前・事後指導)105人		教職実践演習(委 員・ゲスト)110人
		教育実習A:高等 学校105人	
		教育実習B:中学 校48人	
		教育実習D:特別 支援学校(関)2人	

教科 教育 法 (全 て 2 単 位)		教科教育法Ⅰ	教科教育法Ⅱ	教科教育法Ⅲ	教科教育法Ⅳ
	理科	教科教育法「理科Ⅰ」 (鈴木他4人・柳本・非)59人	教科教育法「理科Ⅱ」 (鈴木他4人・米根・非)65人	教科教育法「理科Ⅲ」 (岡本・非)19人	教科教育法「理科Ⅳ」 (岡本・非)13人
	数学科	教科教育法「数学Ⅰ」 (中西・非)20人	教科教育法「数学Ⅱ」 (中西・非)12人	教科教育法「数学Ⅲ」 (中西・非)11人	教科教育法「数学Ⅳ」 (中西・非)8人
	国語科	教科教育法「国語Ⅰ」 (片山・非)9人	教科教育法「国語Ⅱ」 (片山・非)10人	教科教育法「国語Ⅲ」 (片山・非)4人	教科教育法「国語Ⅳ」 (片山・非)3人
	英語科	教科教育法「英語Ⅰ」 (河合)11人	教科教育法「英語Ⅱ」 (石塚・非)5人	教科教育法「英語Ⅲ」 (河合)6人	教科教育法「英語Ⅳ」 (石塚・非)8人
	保健体育科	教科教育法「保健体育Ⅰ」(崎 田)2人	教科教育法「保健体育Ⅱ」 (崎田)1人	教科教育法「保健体育Ⅲ」 (竹田・非)1人	教科教育法「保健体育Ⅳ」 (杉岡・非)3人
	社会科、地歴 科、公民科	教科教育法「社会・公民Ⅰ」 (平井・非)39人	教科教育法「社会・地歴Ⅱ」 (平井・非)27人		
		教科教育法「社会・地歴Ⅰ」 (相庭・非)33人	教科教育法「社会・公民Ⅱ」 (川瀬・非)37人		
	商業(高校)	教科教育法「商業Ⅰ」 (小杉)1人	教科教育法「商業Ⅱ」 (小杉)1人		
	情報(高校)	教科教育法「情報Ⅰ」 (奥村・非)2人	教科教育法「情報Ⅱ」 (奥村・非)2人		
	農業(高校)	教科教育法「農業Ⅰ」 (尾形・非)2人	教科教育法「農業Ⅱ」 (尾形・非)1人		

※ 本年度、工業(高校)の免許取得希望者はいなかった。

函 館 キ ャ ン パ ス 開 講 分	教育課程論(大竹)24人	
	特別活動論(加藤・非)21人	
	教科教育法「理科Ⅰ」 (三上他2人・非)4人	教科教育法「理科Ⅱ」 (田中他2人)1人
	教科教育法「水産Ⅰ」 (山崎他3人・亀山・非)16人	教科教育法「水産Ⅱ」 (関他3人)16人

※ 表記方法。科目名、担当者(数)を記した。担当者が非常勤である場合は「お名前・非」で表記した。ゲストがいる場合は「ゲスト」と記した。

参考資料2

2023 年 2 月 15 日

教職課程担当教員会議実施にあたって

教育学院教職課程委員会委員長
点検・評価小委員会委員長
守屋 淳

【本教員会議の目標】

1. 教職をめぐる状況と本学の教職課程の現状認識、および「点検・評価」の取り組みを共有すること

- ①第4期教育振興基本計画：技術的解決に期待する楽観論。他方で急速に現実化する「人口減少」や、教員の厳しい労働状況、教員不足（定員充足不能、採用試験の定員割れ）は無視。「個別最適な学び」（ICTの最大活用）が「協働的な学び」に優越するのか。
- ②学校教育の厳しい現状：学校において再任用・非正規教員を集めても必要な教員数の手当てができず、現場に穴があいている事態（免許を持たない教員に活路を見いだすのか）。
- ③中学校教員の6割が「過労死ライン」を超える労働時間で何とか耐え忍んでいる状況。その中で、十分な教育ができなくなっている。採用試験において定員割れが生じる異常事態。
- ④北大の教職課程も履修者が減少している（単年度の履修者延べ数で比較すると、2016年度の4273人から2022年度の3242人へ）。
- ⑤新しい教職課程カリキュラム（学習指導要領の改訂に対応した）の要請
 - ・新科目「特別な教育的ニーズの理解と対応」、「総合的な学習の時間の指導法」、「教育情報通信技術論」の登場。
 - ・課程全体としては、学習指導要領の変更に伴う「コンテンツベース」から「コンピテンシーベース」への移行とそれに伴う「探求」原理、「アクティブラーニング」の重要性の要請。
- ⑥教職課程と教育学との関係、「教職課程コアカリキュラム」の問題点の学術会議からの指摘
- ⑦今年度の「点検・評価」の取り組み
 - ・履修者の抱える問題の解明（昨年度調査『教職課程年報』第12号）を踏まえて、「教科教育法（理科Ⅰ）」履修者調査の実行。それを踏まえての対応方法の検討。
 - *なお、これと並行して（独立に）「教科教育法（理科Ⅰ）」担当教員による改善の取り組みがなされていることを感謝したい。
 - ・本学ホームページ上にある、教職課程の基準・ポリシー等の文章の整理、改訂。
 - ・教職課程担当教員会議の実施。
 - ・教職課程年報による、上記「教科教育法（理科Ⅰ）」調査および本日の会議内容の公開。

参考資料2

2. 個々の科目担当者に任せきりの状況から脱するための教職課程全体の課題の共有化を、ボトム・アップで進める努力を開始すること

- ①現状認識と課題の共有とそれぞれの教職課程の困難の現状把握（生の声での）の交流により、こうした諸課題のボトム・アップ的な克服の萌芽を得ること。
- ②お互いの実践からの学び合いを通して、改善に向けての具体的なアイデアを得ることや教職課程全体での全学に対する要望について、意見交換、協議を行う。
- ③「教職課程コアカリキュラム」への創造的対応（研究大学の専門を生かした教職課程をどうつくるか）のための工夫をどのように進めていくかについて、意見交換、協議を行う。

【本教員会議の論点】

1. お互いの教職課程実践の理解を進めたい

教職課程科目の特性についての相互理解を進めたい。

ご自分が担当する各教職課程科目についてどのような性格の科目として捉えておられるのか。例えば、教師の教養（教育科学の知識も含む）を高めるための科目か、教師として教える科目の理解深化のための科目か、現場で生かせる知識・技能を重視した科目か、等々。これらは、教職課程の多様性と任務の共通認識を作るために必要だと考える。

2. 担当教員がそれぞれ受け持つ科目の具体的な困難や工夫について意見交換したい

講義形態の違い（座学かグループワーク等を用いた演習的な科目か）、履修者数の大きな違い（300人規模から数人まで）等がある中で、教職課程実施の具体的な困難や工夫について意見交換したい。

例えば、以下のような論点が考えられる。

- ・ゲストティーチャーや他の機関・組織の利用・協力が科目によって様々である。どのような実施状況になっているか（履修者にとっての利点や講義の中に入れ込む難しさ等）を紹介。
- ・最近の履修者の学習モチベーションの状況と対策のあれこれ。
- ・新学習指導要領からの要請に対する対応の実際、その困難・課題等についての情報交換。

【本日の進め方】

- ①趣旨・進め方、配布物の確認
- ②本教員会議の目標の説明
- ③これまでの「点検・評価」の取り組みと点検・評価小委員会の活動の報告、ならびに「教科教育法（理科Ⅰ）」担当教員による改善の取り組みの報告
- ④グループワークによる意見交換（上記、「本教員会議の論点1，2」を中心に）
- ⑤会議まとめ——各グループからの報告、点検・評価の生かし方、次年度の「点検・評価」の提案等

参考資料3

教職自己点検評価に関わって本学 HP の書き換え案

点検・評価小委員会 守屋 淳

・本学HP上に新たに「教職課程の自己点検・評価」のページを設ける。
（【広報・公開＞点検・評価＞自己点検・評価】のページに新たに1項目を加える）

現状の【広報・公開＞情報公開等＞教育職員免許法施行規則第22条に規定する情報】の中に記載されていることは、「規則に規定されているからやりました」という体のアリバイ的なもので、閲覧者に対して不親切であり、本学の教職課程全体を把握できるようになっていない。現行のページは以下で示す該当部分は書き換えるものとするが、大枠には手をつけず（表のバージョンアップは必要）、新たに「教職課程の自己点検・評価」のページを設け、以下のようにまとめて掲載することにする。

I. はじめに：本学の教職課程の点検・評価に向けての基本的な考え方

「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）には、「教職課程の自己点検・評価は実施すること自体が目的ではなく」、「各大学がその自主性・自律性を生かしながら」、「教職課程の改善につなげてこそ意味がある」とされている。また、「教職課程の自己点検・評価は、相応のコストを要するものであり、「評価のための評価」となることがないよう、各大学の特性を踏まえつつ効果的・効率的に行なうことを旨とする」とも述べられている。こうした文言を根拠に、今までの、大学に押し付けられてきた各種の「自己点検・評価」のように、他大学の実施状況をにらみながら、横並びで形だけ整えてやり過ごすのではなく、また、「ガイドライン」に並べられた項目を愚直に時間とエネルギーをかけてすべて点検するのではなく、できることから少しずつでも着実に実施して、実質的な改善につながるような「点検・評価」にしていきたい。

その背景には、もちろん現在の学校教育の、とりわけ高校教育をめぐる危機的な状況があり、一方で本学の教員免許取得者の就職先は高校が多く、高校教員の就職者数は道内の大学の中では最も多い、ということがある。「危機的な状況」とはたとえば、一斉授業の形態は、世界的には20年ほど前からほとんどなくなり協働的な学習が主流になっているにもかかわらず、我が国の、とりわけ高校においては一斉授業をやめることへの抵抗が教師の間に極めて強く、旧態依然とした一方的な教え込みの授業が続けられているという状

参考資料3

況である。このような教育によっては、与えられた正解を覚えることはできても、急速に変化する現代社会の中で必要とされる、主体的に問題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に探究できるような人材は育たない。とりわけ本学の学生の多くは、いわゆる進学校の出身であり、むしろ一方的な教え込みの授業にうまく適応して大学受験に成功したとの思い込みが強く、そうした学生が教員になると教え込みの授業を再生産してしまう恐れがある。そうした意味で、教職課程の内容を見直していくことが強く求められている。

しかしながらまた一方で、本学は研究に力点を置いた大学であり、また部局間のつながりが相対的に弱く、学生の教育には十分なエネルギーを割いてこなかったという傾向があり、そのこともこうした全学的な教育内容の改善の取り組みを困難にしているという問題がある。この問題に風穴を開けていくためには中長期的な展望に立った、粘り強い取り組みが必要だと思われる。今回、当委員会に、文・理の委員に加わっていただけたことを機に、部局間の協力体制を築きつつ、大学全体で教職課程の改善に責任を持って取り組むという雰囲気の醸成につなげていきたいと考えている。

以上から、「ガイドライン」に示されている諸項目の点検・評価は必要最小限に抑え（今回取りあげない項目は次年度以降に少しずつ点検・評価を進める）、「実質的な改善」のための入口として、まず学生からも多数問題点が指摘されている「教科教育法（理科）」の点検を今回の「点検・評価」の中心に据えることにしたい。

Ⅱ. 基本的な事項の点検・評価（令和4年度実施）

1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況

北海道大学が掲げる「フロンティア精神」、「国際性の涵養」、「全人教育」、「実学の重視」の4つの理念に基づき、社会の発展と新たな知の創造を担う指導的人材の養成を目指し、学校教育において貢献できる幅広い視野と高度な専門知識を備えた教員を育成することを目標としている。

「幅広い視野」と「高度な専門性」はまさに本学卒業（修了）生に期待される特性・長所であり、そうした資質は過度に具体的かつ明文化された目標の下で育成されるのではなく、失敗も許される自由でまた高度に学問的な雰囲気の中で醸成されるものである。

したがって当該目標を達成するためには、学生は何よりもまず、それぞれの専門分野の学修を深めることが求められるが、さらに教職課程の授業科目（教育の基礎的理解に関する科目等）において、そうした専門分野の学識を教員としての資質に結びつけていくことが必要となる。今後教職課程の授業科目における学生の学びの状況を、授業アンケート等を通して順に検討を進めていくことによって、当該目標の達成の度合いについて様々な角度からの点検・評価を進めていく。

参考資料3

2. 教育課程の体系性

法令に基づき必要な授業科目は開設されているが、教職課程科目相互の関連性、及び教職課程以外の科目との関連性については、今まで必ずしも十分に配慮されてきたとは言えない。そのため次項「教職課程の充実・見直しの状況」に記載するとおり、教職課程の改善のための全学的な体制を整え、教職課程の体系性についても今後検討し、改善していく。

3. 教育課程の充実・見直しの状況

教職課程の質的保証・向上や学生に対する責任ある教職指導体制にかかる全学的な方針・計画の策定は、教務委員会の下に置かれる教職課程専門委員会の所掌事項となっている。令和4年度より教職課程専門委員会のもとに「点検・評価小委員会」を設置し、教職課程の適切な点検・評価を進めている。さらに、令和4年度より新たに、各年度末に「教職課程担当教員会議」を開催し、教職課程に関わる全教員での情報共有を図り、教職課程の改善・充実に全学一体となって取り組む態勢を整えている。

4. 成績評価の基準等に関する全学的な基準の策定・公表の状況

「北海道大学における授業科目の成績の評価に関する規程」第2条の表に全学的な基準が明確に定められており、各授業科目についてはそれぞれのシラバスに「到達目標」が記載され公開されている。

5. 教員の配置の状況

「令和4年度 部局別教職免許課程一覧」に記載の通り、必要専任教員数を充足している。

6. 教員の業績等

「教員の養成に係る各教員が有する学位及び業績」のページが「研究者総覧」のページにリンクされており、各教員の業績は公開されている。その他に、公表されている各授業科目のシラバスのページに「有する実務経験と授業への活用」の欄がある。

7. 職員の配置状況

教育学事務部教務担当が全学的な教職課程の運営の事務の中心をにない、各部局の教務担当事務がそれをサポートする体制を取っている。とりわけ業務が集中する教育学事務部教務担当については、職員数のさらなる配置が必要と考えられる。

8. 学校教育法施行規則第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況

本学ホームページの「広報・公開」>「法令等に基づく公表事項」の中に、それぞれ「学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報」「教育職員免許法施行規則第22条の6に

参考資料3

規定する情報」のページが設けられ、必要な情報は公開されている。ただし、必ずしも学外者にわかりやすく整理されているとは言えないので、今回（令和5年4月）この「教職課程の自己点検・評価」のページを新たに設け、今後も必要な情報発信を引き続き行なっていく。

Ⅲ. 教科教育法（理科）の点検・評価（令和4年度実施）

（「2022年度前期「教科教育法調査」の結果報告」参照）

参考資料4

教職課程担当教員会議 20230215

教科教育法（理科 I）、（理科 II）の改善について

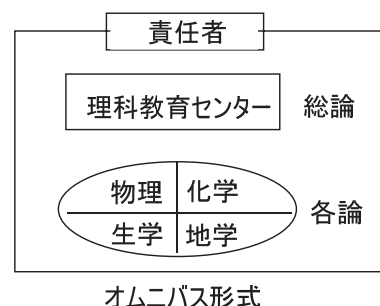
R4～ 科目責任者 理学研究院 化学部門 鈴木孝紀
(兼 総合化学院選出 教務委員会教職課程専門委員会 委員)

(I) R3 年度までの教科教育法（理科 I）、（理科 II）の問題（「理科教育法問題」）の背景

◎責任者（「世話教員」）、各論担当者の（単）年度ローテーション

- ・問題点がある場合でも、次年度に引継ぎされにくい体制
- ・当該年度の講義担当者間の連携不足
- ・前年度担当者からの引継ぎ不足

=> 無責任体制が生じ易い状況、
担当教員と学生の信頼関係を築きにくい状況



(II) R3 年度末の報告書（北海道大学教職課程年報第 12 号）に基づく、改善の試み（R4. 4～）

◎責任者を数年間留任とし、腰を据えた改善への取り組み

- ・問題点の講義担当者での共有、「学生が本講義に何を求めているのか」の共有
- ・講義内容の担当者間での共有（ELMS）（次の学期も、次の年度も）
- ・学生からの講義への feedback とその内容の共有（次の学期も、次の年度も）
←「その学期で印象に残った講義の回について」の期末レポート

(III) 「教科教育法調査の結果報告書（本日の資料）」からの次年度への feedback

気づき—1：各論を担当している講義担当者が本講義に求められていることを理解し、以前のような教員個人の研究紹介ではなく、その科目を教授する際に何がポイントなのかを伝えるように変更したことで、評価が上がったものと思われる。「講義に期待したこと」と「得られたこと」の差があったとしても、担当教員と学生との信頼関係を築くことができたことで、講義への満足度はある程度獲得できたのだろうと思われる。

気づき—2：「理想とするクラスサイズは関係ない」「オンラインで充分」とする学生が多いのは、理科 I の講義を受講する時点で、進路を明確に決めていない（教員免許を取る「可能性を残しておく」という学生が多いことを示していると思われる。このような学生には、教科教育法（理科 I）の講義は、進路を考えるための重要な機会になっている。本講義の内容については、大きな変更なく次年度も開講するのが良いと思われる。

気づき—3：すでに教師になることを決めている学生は、模擬授業など、より実践的な技術の修得を求めている。R5 のシラバスに『この講義は「学習指導要領の理解」や「生徒の課題発見・考える力を養うことを重要とした授業づくりの大切さ」、「理科各科目についての理解」を教授するものであり、「教育（授業）実施・指導・技術に関すること」については扱わない』『教育（授業）実施・指導・技術に関しては別科目で修得すること』のように、講義の scope を予め示すことが必要と思われる。

参考資料5

「教職課程担当教員会議事前調査」結果報告調査概要

回答日程：2022年12月28日～2023年1月12日

回答者数：21名

回答科目数：30科目

この内に、第二欄科目（そのうち「教科教育法」）、第三欄科目（「教育の基礎的理解に関する科目」）、第四欄科目（「道徳、総合的な学習の時間等の指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）、「特別支援に関する科目」を含む。

※ これ以外では第五欄科目（「教育実践に関する科目」。教育実習・教職実践演習という教職課程委員会が担当する科目）がある。

【科目の担当形態】

担当する科目の担当教員人数（回答状況により上記科目数と下記合計は異なる）

1名で実施の科目は14科目（以下同様）、2名で実施2科目、3名で実施7科目、4名で実施1科目、5名で実施2科目

【回答者内訳の注記】

回答者のうち教職課程委員会委員の2人が回答している。教職課程委員会は、第五欄「教育実践に関わる科目」を共同で実施する。それについては、今回のアンケート対象とはなっていない。また、教職課程委員会委員で記入した2人は、第三欄・第四欄科目を実施していたため、それについて記入した。

委員会を除くと、第二欄（教科教育法）担当教員は9人が回答、第三欄科目担当教員は5人が回答（科目数は6科目で、複数担当をする2科目に重複回答がある）、第四欄科目担当教員は5人が回答（科目数は9科目で、複数担当をする1科目に重複回答がある）、「特別支援に関する科目」は2人が回答してくださった（この2人は第三欄担当者でもある。そのため、問1以外では特に指定が有る場合を除き、第三欄に区別した。そのため質問との整合性に問題が生じているところも多少あるように思う）。

特に第二欄（教科教育法）担当教員で回答してくださった9人の内、非常勤の先生方から7人の回答をいただくことができた。誠に感謝申し上げる次第である。

【回答の記述方法】

以下では、自由記述をそのまま掲げる。しかし、担当している科目が不明であると意味が了解できない場合が多い。そのため、「第二欄科目」具体的には「教科教育法」（以下では、**教育法**と表記。以下同様）、「第三欄科目」（**第三欄**）、「第四欄」科目（**第四欄**）、「特別支援に関する科目」（**特支**）、の区別を、回答末尾に表記した。

記述の順序は、**第三欄科目**、**第四欄科目**、**教育法科目**、**特支科目**、の順である。

※ 欄を越えて担当する**第三欄**と**特支**の2人は区別して記述してあるところは、そのように掲げてある。区別が曖昧な場合は、文責（浅川）が意味の関連を考慮して科目の区別を行ったため相違がある可能性もある。

参考資料5

問1 担当教員とゲストの講義内容区分について（単独開講14科目は省略）

※ ケース番号は問1では共通している。

（ア）講義担当分の内訳

【担当教員が担当】

- ①教職の専門性、教員養成・採用・研修、教員の歴史、教師が直面する諸問題（第三欄）
- ②（複数担当）「教育の理念、思想及び西洋教育史を担当」と「近現代日本を中心とした教育の歴史と現在」で分担（第三欄）
- ③（複数担当）常勤3名でオムニバス（第三欄）
- ④道徳教育の理論（教育学理論を含む）、道徳の歴史（対応する社会システム史を含む）、各国の道徳教育の比較（主にドイツ）、「読み物資料」批判の方法論（第四欄）
- ⑤オリエンテーションのみ（第四欄）
- ⑥授業法とからめたICT機器活用について（第四欄）
- ⑦自身は文部科学省が示す定義、法的根拠、実践上の工夫などを含めた理論的な内容を講義（第四欄）
- ⑧（複数担当）「概論とまとめ」（特支）
- ⑨「後半は非常勤の専門外を自身が講義（特支）」

【ゲスト講師が担当】

- ①教師のライフコース、教育実践、現在の学校・職場の課題（第三欄）
- ④授業構成と実践（授業案づくり）を、「読み物資料」の中学校とグループワークの高校（議論する道徳という意味で）（第四欄）
- ⑤（それ以外は全てゲストに依頼）（第四欄）
- ⑥大学教員：ICTと評価。中高の教員：学校組織とICT。（ゲスト講師の記述）ICT活用の効果と学習評価、スタディログの活用について講義をしている（第四欄）
- ⑦専門的見地からの講義を実施していただいている。弁護士の方には、厚生労働省の「労働問題・労働条件等に関する啓発事業」で来ていただいている（第四欄）
- ⑧ゲストにお任せ（特支）
- ⑨「前半は全て（ゲスト担当者）お任せ」（特支）

（イ）全体の統一性の確保について

- ①科目のねらいや概要をお知らせし、お願いしたい内容を伝える。必要に応じて打合せを行う（第三欄）
- ②（複数担当）シラバスを協議し、必要に応じて情報交換する。シラバス作成の際に相談している（第三欄）
- ③（複数担当）必要なテーマが決まっているので、それを3人で分けて、それぞれの裁量で授業を組み立てている。各テーマを分担している以上のすみわけは特にしていない（第三欄）
- ④担当教員の方で発案し、授業づくり・技術部分を委ねるという形になっている。担当教員の見識と責任において全体を構成し、講義内容を個別に依頼した（第四欄）
- ⑤私の見識と責任において全体を構成し、講義内容を個別に依頼した（第四欄）

参考資料5

- ⑥講義開始前に2～3度メールや zoom で打ち合わせ、参考書を統一講義開始前に2～3度メールや zoom で打ち合わせ、参考書を統一。(ゲスト側)「主担当教員に調整いただいている」(第四欄)
- ⑦事前にシラバスの確認と打合せを行っている(第四欄)
- ⑧(複数担当)全ての講義に出席(特支)
- ⑨(複数担当)前半はお任せ、後半は全て出席(特支)

(ウ) 非常勤教員のリクルートの方法

- ①さまざまな機会(学校見学、出前授業、教育研究集会)を生かして、ゲスト講師にふさわしいと思う教員を人選(第三欄)
- ④中学校の教員の方は、日本道德教育学会に参加し札幌市の実践家のグループから推薦してもらう形をとった。高校の教員の方は公民科教育で議論で授業を進めている教員(知っている教員)を一本釣りした(第四欄)
- ⑤卒業生、知人からの紹介(第四欄)
- ⑥教職委員会より紹介(第四欄)
- ⑦北大で教員免許を取得した卒業生に依頼している(第四欄)
- ⑧北大で教員免許を取得した卒業生に依頼している(特支)
- ⑨大学院在籍者や元在籍者に依頼(前半は前任の先生の時から、後半は知人に依頼)(特支)

(エ) 複数人での講義実施で抱えている問題

「特になし」3人(第四欄)

- ①本務校の授業との兼ね合いから、ゲスト講師の授業が12月・1月に偏りがち。10月・11月にも実施したい(第三欄)
- ②授業回数が少ないため、講義すべき内容を網羅できない(もっともこの点は複数人ゆえの問題ではなく、教育職員免許法施行規則の問題)(第三欄)
- ③統一性を確保するとなると、授業者の負担が大きくなるので、各回のテーマですみわけをして、担当者がそれぞれの裁量で、自身の得意な部分を活かして講義するのが良いだろうと思う。したがって、全体の統一性などを無理に確保することで、負担が増えたり、授業者の特色が確保できなくなる恐れ、問題が生じると思うので、あまり、全体でコントロールする方向で行かないでほしいと思っています(第三欄)
- ④2つある。第1に、「読み物資料」を用いた授業づくりをもう少し学校生活(生徒指導場面、現在でゆけば校則改正)と結びつけた道德教育を展開できるような実践家に切り換えたいと考えていたが、色々探してみたが「だめ」であったことである。中学校授業技術の非常勤講師の切り替えが上手く行かなかったことである。
第2に、実務的であるが3人分のレポート(評価はそれぞれ)を合体する形で総合評価を行っているが、その事務(レポートの集中・送付、評価のやりとり)が結構存在することである。(第四欄)
- ⑧講義内容の重複が生じるがそれも良いと思っている。(特支)
- ⑨集中講義の日程調整(夏期休業中の予定に制約が生じる)(特支)

参考資料5

問2 シラバスとの関係について（複数欄担当者は重複計上した。これまでと通し番号は異なる）

弾力的な実施 11名（第三欄3人、第四欄2人、教科教育法5人、特支1人）

厳格な実施 10名

【具体的にはどのように柔軟に実施しているか（弾力的な実施について）】

- ①弾力的な実施を前提としてシラバスを作成している（第三欄）
- ②授業の進度に応じて修正（受講者への質問があれば、当然そうなる）（第三欄）
- ③テーマに沿って、各授業者の裁量で授業内容は組み立てていっている（第三欄）
- ④例えば、同じトピック（学級活動、生徒会活動、行事、生徒理解など）が複数回にわたって言及される（中学の現場、高校の現場、自治体と学校との協働、など）ことはありうる（第四欄）
- ⑤理解度を考慮して進度を若干変更する等（第四欄）
- ⑥受講人数が当初の想定よりも多く、一人一人の個別の模擬授業をグループによる指導案作成発表に切り変えている（教育法）
- ⑦履修学生の人数、学年、理解力などにより、授業展開について変更するなどの対応を行っています（教育法）
- ⑧履修学生の人数、学年、理解力などにより、授業展開について変更するなどの対応を行っています（教育法）
- ⑨受講者数によって運用を、受講者の反応によって内容を、それぞれ工夫している（教育法）
- ⑩教える内容に関連した科学的な知見を提示しながら実施している（教育法）
- ⑪非常勤・ゲストの先生方の都合に合わせ、実施回を調整（特支）

問3 教職課程コアカリキュラムとの距離感についての問題と対処について

記述あり 9人

「特に問題を感じていない」が9人（第三欄が1人、第四欄1人、教育法7人）

「準拠して実施している」が1人（第三欄）

無回答 2人

【記述のあったもの9人分の回答】

- ①教職課程コアカリキュラムは、教員団体や専門学会の検討を経ずに制定されたものであり、内容面でも創造的な教育実践の展開や教師の社会的役割の向上につながるものとなっていない。教職課程の基本的性格を持つ文書にふさわしいとは思われないことから、これは参考程度に留めるべきであると考えている（第三欄）
- ②原理的な問題はひとまず置き、現実的なことでいえば、違和感を感じている部分は「読み替え」で実施したことになっている（例、家族の教育史は、家族そのものの教育史としてではなく、学校が普及する際に家族、地域ではどのような矛盾を抱えたかの歴史を講じるなど）
- ③教職の教育養成大学ではないので、その距離感が難しいとは感じる（第三欄）
- ④心配していましたが、複数科目でカバーすれば良いということなので対応可能と思います（第三欄）
- ⑤全く道德教育の現代的な問題を考えていない素人が権威をもち内容を規定・規制しているため、そこ

参考資料5

を内容は対応させつつ、どのように矯正するかに知恵を使った（第四欄）

⑥担当授業科目の特性に応じて対応（第四欄）

⑦答えにくいので、今回は保留いたします（第四欄）

⑧コアカリキュラムとの距離感というわけではないが、受講生が、教員として実際に行うことをイメージできるようにするのに苦慮している（第四欄）

⑨新しく設定された科目のため、手探りで実施している（第四欄）

問4 教職課程科目が自身の研究の専門分野にどのように生かされているか

「生かされている」の回答が18人

「生かされていない」「無回答」が1人（第四欄）

無回答2人

【「生かされている」の18人の回答】

①教員の養成・研修は大学の研究・教育や体制とさまざまなかたちで関わっている。そのため、教職のあり方を考察することは大学に関する理解の進化につながっている。逆もまた然り（第三欄）

②専門分野が教育の理念、思想及び歴史に該当する（第三欄）

③現在の科目（教育学）については、専門分野そのものである。（もっとも、当該科目で近現代沖縄教育史を正面に掲げて講じることはない）（第三欄）

④制度的な制約を主観的に取り扱う部分以外は、何らかの形で生かされていると思う（第三欄）

⑤専門分野の話をすると学生が知的障害と学習障害を混同するので、あまり入れないようにしている（第三欄）

⑥臨床、実践に直接かかわる研究をしているので、臨床的、実践的知見を授業に反映できる。（第三欄）

⑦第1に、道德教育の理論では教育・教育学に関する研究の成果が生きている。第2に、道德の歴史については全体社会（システム）の長期的な変動と社会の道德（社会の陶冶構造）戦前・戦後の道德の関連については、社会学の社会システム論の研究が生きている。第3に国際比較においては、ドイツ社会の理解（私は共同決定を中心とするが）の研究が生きている。第4に、「読み物資料批判」では社会の道德的コミュニケーションと道德授業の関係、多視点的・多角的考察において、社会システム論の理解が生きている。さらに全体を通して、中学・高校生の社会意識の調査研究の成果も生きている（第四欄）

⑧学校関係者以外（地域や自治体）からの視点など（第四欄）

⑨かなり生かされています（第四欄）

⑩労働の専門知識が生かされている。またジェンダーの専門知識は、教員はジェンダーやセクシュアリティの多様性に配慮する必要があることを理解してもらうために使用している。（第四欄）

⑪あまり活かされているとは言えない（第四欄）

⑫自身の専門分野の知見に基づいた授業を実施している（第四欄）

⑬専門が応用言語学、英語教育学なので、専門分野はそのまま生かされている。自分の領域が学習者要因なので、どうしてもそちらの話しに偏ってしまうところは、申し訳なく思っている（教育法）

⑭専門分野と合致しているので専門知識を十分生かすことができている（教育法）

⑮学習指導要領（H30 告示）の作成に参画し、公民教育学会等から得られる学術的な知識を伝えたり、

参考資料5

これまでの教職経験を活かすとともに、現在再任教員として実際に高校の教壇に立っていることから「知見」も受講生に伝えられている（教育法）

⑯「北海道近代史」を勉強しております。ついては特に「北海道史」についての教授内容とその方法について配慮しています（教育法）

⑰担当科目は保健体育の保健分野に関するものであり、その内容は、研究の専門分野(学校臨床、小児看護)重なる部分が多い。このため、履修学生の専門的知識を深めることに生かされていると考えています（教育法）

⑱生物学の中でも生態学や動物行動学が専門だが、この分野が扱う範囲はミクロからマクロまで幅広いため、この分野から教育関係の大学教員になる人は少なくない（教育法）

⑲高校現場で実践してきたので、高校生の実態に沿ってあるいは高校生に相応しい、教材とその適用を想定できているように自分では思う（教育法）

【担当する教職課程科目と研究の専門分野の関係】

一部関係がある 13 名（第三欄 5 人、第四欄 4 人、教育法 4 人）

専門分野の講義をしている 8 名（第三欄 2 人、第四欄 2 人、教育法 4 人）

（ア）「一部関係がある」の 13 人のうち教職課程科目の実施のために、自身の研究とは離れて準備・勉強したことについて

記述有 13 人

【記述有 13 人の回答】

①教師論や教員の歴史など広く教職に関わる事項の研究を確認した（第三欄）

②歴史と現在とを関連づけながら講義するため、現在の教育課題について文献講読などを行っている。いろいろあるが、一例あげれば、昨今の GIGA スクールとかかわって、文具の変遷を講じるようにし、同時に GIGA スクール構想などについて調べ、講義している。論文にできるほどではないが、授業実践報告ができる程度には準備した（第三欄）

③知的障害の教育制度、教育課程、指導要領など、（常に情報更新が必要）（第三欄）

④授業内容の 95%は自身の研究とは離れているので、授業をするためだけに、知識を取り入れたり、学んだりしている（第三欄）

⑤当該の授業科目と同じ・同様の、あるいは関連するタイトルをもった注目すべきテキストブックが新刊・改訂されるたびごとに、目を通すようにしている（第三欄）

⑥実施する際には、この教科がどのように検討されてきたのかについて論文を書いた（第四欄）

⑦関連書籍の購入、講読、学習指導要領の変遷、学校現場の現状と課題のリサーチなど（第四欄）

⑧文部科学省の方針等の確認（第四欄）

⑨教育学全般、カリキュラム論、教育評価、ICT 活用（第四欄）

⑩約 40 年前に北海道の公立高校の教員として採用されて以来、実際の教育現場での授業実践において、工夫と改善を行ってきました（教育法）

⑪学習指導要領の改訂について（教育法）

参考資料5

⑫最新の学習指導要領の改訂に関する情報やその内容など（教育法）

⑬教科教育法については、これまで以上に広く深く探求している。情報と社会や倫理の科目については、常に社会の動向に目を配り、情報と資料の収集と整理に努めている（教育法）

（イ）教職課程科目の実施によって自身の研究が変化したところ

有る 9名

「質問の意味が分からない」 2名

無回答 10名

【「有る」9人の「変化したところ」の回答】

①教職に関する理解を深めることは大学に対する理解を深めることと密接につながっていると考えようになった。例えば、教員養成は大学が研究・教育の成果を社会に還元する主要な活動であるが、これを必ずしも重視していないことは、「社会貢献」を謳いながら社会化されていない現代の大学の問題を示していると考え（第三欄）

②（必要となるの意味を理解しかねるが、一般論として聞かれているとすると）大学での教員養成を自らの教育研究の責務としてとらえ、それに意義を感じられることでしょうか（第三欄）

③本人の意識でしょうか... 赴任の際に知的障害の教職課程を担当することになったので、北海道の実態を知ろうと思い、道内高校の調査を行いました。非常勤の先生方との意見交換の中からも調査しなくてはと思うことがたくさん出てきますが、本来の専門分野ではないのでなかなか手が出せずもどかしく思っています（第三欄）

④比喩的になるが、各部分部分で存在（散在）していた専門研究を、道德の教育にフォーカスする形で、20～30年先でもこの分野（道德教育）がなぜこのようになっているのかが見通せるような点まで、関連させるより内在的な連関性を打ち立てることである。これは担当して数年間模索した（第四欄）

⑤職業教育そのものへの関心が広がりました（第四欄）

⑥専門的知識を持たない人が、その知識が重要であると思えるようにする工夫。

⑦そのことを深めるために購入する書籍内容の方向性を、焦点がぶれないように踏まえること。ついつい手を広げてしまうので。（教育法）

⑧受講生からのリアクションによって、私自身のモチベーションも上がり、日々の教育実践や研究への取組が深まったと感謝している（教育法）

⑨私自身の研究主題について、学生の認識の乏しさを痛感いたしました（教育法）

問5 教職課程の担当科目で達成すべき内容・任務のなかで、手の出ないところ・もっとやりたいところについて

有る 9名（第三欄3人、第四欄1人、教育法5人）

無い 11名

無回答 1名

【「有る」9人の内容】

参考資料5

- ①教職の意義を幅広く考える科目なので、言い出せばキリがありませんが、教員以外の専門職や教育活動とのかかわりを視野に入れ教師の役割を見直していくとりくみについての知見を得たい（第三欄）
- ②専門ではないうえ、小中高で実際に ICT を活用した授業をしたこともないので、実際に活用されている方にお話をうかがいたい（第三欄）
- ③自身の研究を踏まえた講義ができると、学生も教職と研究を結びつけて考えられるのではと思いますが、私自身の専門とは異なるので出来ていません。現・元教員の大学院生に非常勤をお願いすることでそのあたりが多少カバーできていると思います（第三欄）
- ④中学校も含めて、高校で言えば新科目としてできた「公共」（「シティズンシップ教育」）の中に、道德教育を解消する研究や実践（実践家との協力関係の中で）を創って見たかった（第四欄）
- ⑤できれば、模擬授業をもっと増やして、実践的な力をつけさせたいが、文科省が出してきている教員教育でカバーすべき内容が広いので、求められた内容を全部入れ込むと時間がそこに回らない（教育法）
- ⑥より実践的な要素を取り入れるべきと思われる（教育法）
- ⑦限られたコマ数の中で、せっかくの対面講義であるのに、受講生との協議や対話の時間、受講生同士の取組時間の確保が限られている。もう少し時間がほしい（教育法）
- ⑧受講者の現代社会における諸問題に対する認識の乏しさや、その解決に向けての意識の低さについて、ここ数年間大きな危機感を感じております。すでに本年度より高等学校で実施されている「歴史総合」・「地理総合」といった科目では、生徒の「思考力」育成を進めながら、彼らの興味・関心の喚起を求めています。したがって、上記のような問題点の解消のためには年間 15 回の授業では十分な対応が大変難しい状況にあると考えております。可能であれば、数年前まで行われていた「教育法Ⅱ」の再設置を希望いたします（教育法）
- ⑨やればやるほど自分の足りないところを自覚してしまうので、とにかく勉強して準備をしなければならないと思う（教育法）

問 6 担当科目の講義をより良く実施するために考えること

有る 13 名（第三欄 4 人、第四欄 4 人、教育法 5 人）

無い 8 名

【「有る」13 人の内容】

- ①学生が教師の職務や直面している問題などに対するインタビューを行い、作成したレポートの授業内での活用（第三欄）
- ②リアクション・ペーパーによる学生との意思疎通（第三欄）
- ③受講者の意欲に応じて、もっと学習したい受講者向けの選択科目の設置など（意欲のある学生に対しては応えられていないのではないかなと思う一方で、一般的な意欲のなさの場合に限らず歴史や思想など学ぶ意味はないと学生がいることを感じていて、その点に対応したいと感じている。実際、ここからは少し詳しく知りたい人向けね、といって話すようにはしているが、果たしてそれで良いのかどうか）（第三欄）
- ④赴任後、少しずつ繋がりを作り非常勤・ゲストの割合を増やし、講義が充実してきたと感じています。非常勤の先生からも、学生からの質問が自分の実践や研究を振り返る上で有用とうかがっています（第

参考資料5

三欄)

⑤中学校の授業技術の非常勤講師に新たな人物を得ることである。ただし、今年度はそれが上手くできないまま、特任の最終年度を迎えるが。また、自分担当の部分については、理論的な説明が中心となる授業（グループワークは一部のみ）なので、学生が議論する部分を増やす形で、スリム化したいと考えている（第四欄）

⑥現状や実態を踏まえた内容の探究（第四欄）

⑦理系の受講生の理解度がどうしても低いので、さらなる工夫が必要です（第四欄）

⑧専門外なのでとにかく勉強するしかない（第四欄）

⑨実地講師（教員）の授業を観察する、招聘して話をしてもらうなど（教育法）

⑩週一回の講義で15回、この「点」を毎回の講義の関連性を充実させて「線」で結ぶ工夫は行っているが、さらに現場で求められている「教科横断の取組」を想定しながらのコラボ講義なども検討してみたい（教育法）

⑪前項で回答いたしましたとおりに、「教科教育法（社会・地歴教育法）Ⅱ」を再設定し、教員としての最も重要な「スキル」である、「授業力」の育成を重視する必要があると考えます（教育法）

⑫授業実践の工夫や技術を深めていきたいと考えています。（教育法）

⑬情報社会と情報倫理、情報と社会において、学生とのディスカッションの折に、もっとテーマを絞り込んで濃密な意見交換になるように、講義の展開を工夫したいと考えている（教育法）

問7 教職課程の担当科目の実施に当たって、負担だと感じること

有る 11名（第三欄3人、第四欄4人、教育法4人）

無い 7名

「回答しない」1人

無回答 2名

【「有る」11人の内容】

①受講人数の多さ。開講時間帯の制約。（第三欄）

②日程調整、非常勤・ゲストの雇用に関する事務処理、代わりを頼める人がいないこと（第三欄）

③採用（着任）の時の条件にもなっていたので仕方がないと思うが、心理系資格の科目と教職科目をどちらも複数担当していて、そのような役割がない教員との負担の差があると思う。特に、今後、特別支援と公認心理師科目を担う心理系教員の退職後、どちらも担ってもらうことになる、公募の幅が狭まり、さらに、部局内の資格免許関係の役割の偏重は解決しない。そもそも、特別支援学校の免許を心理系教員だけで担っているのは、問題であり、本来、改善すべきところではある。現状では学校教育の基礎理論や指導法なども、心理系の専任教員が担っているが、本来は「心理・生理」しか担当すべきではないと考える。教育学部が教職センターや公認心理師育成学部といったような免許・資格のためだけの学部になってしまうと、部局の存在意義や本来の北大の役割にそぐわないものになってしまう懸念も覚える。研究や研究指導といったところにしわ寄せが来ない程度に、教職課程や資格免許カリキュラムの維持が必要であると感じる（第三欄）

④道徳教育論に関してはない。もうひとつ行っている「総合的な学習の時間の指導法」と合わせると仕事

参考資料5

が多いことがある。特に後者は、開拓的な要素や渉外的な要素（議会との交渉）があり、労力が甚だしい。自分の研究とも関わる（地方自治と教育の関係）ので、もっと充実させたいと思っているが、限界になっている（**第四欄**）

⑤成績評価の基準（**第四欄**）

⑥専門外の知識を仕入れなければならない点（**第四欄**）

⑦受講生の数が多く、特に試験を実施しづらい（**第四欄**）

⑧私自身は負担とは感じておらず、自分の専門がそのまま生かされる科目を教えることが出来て感謝しているが、所属はメディア・コミュニケーション研究院で外国語教育センター、国際広報メディア・観光学院を兼務なので、そちらのコマ負担を2コマ分減免して出してもらっている。私の負担にならないように措置していただいているのだが、全学教育の外国語教育の立場から言うと戦力を毎年2コマ分削がれていることになっていて、肩身が狭い（**教育法**）

⑨「教科教育法」は実技科目であると認識しております。したがって、15回の授業の中で教科指導の「目的論」、「内容論」、「技術論」、「教材開発方法」、「評価のあり方」、「情報機器の使用法」についての授業を行った上で、実際に「授業力」育成のための「模擬授業」を行っております。つきましては、授業時間が絶対的に「少ない」と強く感じております（**教育法**）

⑩教育法については専門分野ではないため、教育内容の専門的な知識の講義以外を学生に講義することは困難（**教育法**）

⑪負担というのは少々違うと思うが、準備をすればするほどもっと準備が必要に感じて時間が足りない（**教育法**）

【（「有る」11人のうち）そのための対策で教職課程委員会に要望すること】

有る 6名（**第三欄** 3人、**第四欄** 4人、**教育法** 4人）

無い 5名

①同一科目の複数開講。1限・5限以外にも教職科目を開講できる時間帯を設けるなど他の「一般大学」の積極的なとりくみの事例を参考にしたい（**第三欄**）

②既にお願ひしていますが、非常勤科目の世話教員をお願いします。教育実習についても流れを把握しておいていただければと思います。赴任時、事情を分かっている人が誰もおらず、大変苦勞をしました。負担の大きさということよりも、今後のために情報共有が重要と思っています（**第三欄**）

③（前回答③）一つ前に述べた内容です（**第三欄**）

④道德教育についてはない。「総合的な学習の時間の指導法」については、探究系科目の中心になるものなので、また教職課程での中軸科目のひとつなので、複数の教員で集団指導する体制が組めれば良いと思う。そのためには、教職課程が「お荷物」と意識されている状況を打破する必要がある。これは現在の日本社会や教育が要求されていることから、取り組むべき価値のあることではなるのだが、現在社会から距離をとった「研究者」（専門研究にしか興味がないという意味で括弧をつけた）には問題意識が持てないだろうことも、この30年の経験から承知している。長丁場の取り組みとなるが、期待したいと思っているし、北大から良い教員を生み出すことは北大の重要な責務のひとつであると確信している（**第四欄**）

参考資料5

⑤教職課程委員会にというわけではないが、私のような人材がうまく使いきれていない現状は、そもそも「英語教育」や「応用言語学」を学術上の専門領域として認知していないというところに根源がある。今年度で定年で、あと2年特任を務めて終わりなので、今さら言っても詮無いが、言語文化部を解体するという方針に文科省がなったときに、大学院大学への移行を隠れ蓑に大学院化に成功して、現在の私の所属部局があるが、そのときにそれまでやっていた言語や文化の研究では大学院化はできないと言われて、コミュニケーションの方にシフトする形で乗り切った。しかし、そのときにも外国語教育は投げ出さずにそのままやることを約束させられて現在まで続いてきている。私からすれば、外国語教育を専門分野として認めて、その領域で全学教育も大学院教育も教員養成もできる集団にしておけば、すべて丸く収まったはずなのに、そうはならず、私の部局では専門領域と離れた語学教員がますます増えて二足・三足のわらじで苦しい思いをしている。私の教職科目は文学部が出しているが、教えているのは私と教育大学からの非常勤講師で、開講している部局に専門教員がいないうえに、もっともその専門に近いことをやっている外国語教育センターは研究組織ではないのでその教職科目を開講できない。今回の調査も、おそらく、理学部などで同じ構造があって、教職科目を不本意に担当させられた教員が不満をためている背景があるのだと推察する。総合大学が教員養成を行うハードルは高くなる一方で、教職課程のとりまとめをしている教育学部には、今後ますます難しい状況になっていくことが予想されるが、地域の学校運営を考えると北大卒の教員は欠くことができない現実もある。何とかいい知恵をしぼっていただきたい（**教育法**）

⑥現場の教員にとって最も必要な「スキル」は「授業力」であると認識しております。つきましては、その向上の為に「教科教育法（社会・地歴教育法）Ⅱ」の再設置を強く望みます（**教育法**）

問8 教職課程科目を担当することで、教育学研究に対して「この点の開拓がもっと必要」、あるいは「この研究がなされていると教職教育上有益」等の要望

有る 11名（第三欄4人、第四欄3人、教育法4人）

無い 4名

無回答 6名

【「有る」11人の内容】

①教育実践、教育課程づくり（**第三欄**）

②教職課程の教育上、現在の教育課題を歴史的に考察することはもっと活用されて良いと感じている。たとえば、教師のブラックは、原理的な考察に限定しても、教育行政、教育財政からの考察は欠かせないが、それに止まらず、戦前から家庭・地域の教育機能を学校へと奪ってきた天皇制教育のあり方と無縁ではない。私の授業でも、学校教育の慣行を日本近代教育史の観点から講じているが、他の先生方のことを言う前に、私の授業のなかだけでも不足している（講じているのは学級、儀式、文具、修学旅行、制服、体罰などのうち毎年3つ程度のテーマに限られている）（**第三欄**）。

③特別支援の教育制度や実態など、心理以外の分野で特別支援教育に関する研究を行う学生・院生があります。今後も特別支援の免許を出すのであれば、この辺りの研究が充実してくると良いと思います（**第三欄**）

④教職教育に寄与する研究を求めるのではなく、それぞれの教員の研究の特色で教職課程に寄与できる

参考資料5

ところがあれば、寄与させてみるといった発想の転換を要望します（第三欄）

⑤「教育という営み」全体を探究する科目（グループワーク等の方法開拓も含めて）、教員労働の現状と改革の方途について考えるような科目（大学で設定する科目になろうが）、4年生の教育実習の前段に、コルトハーヘンが『教師教育学』で展開するような短期実習があると良いと考える（しかし、実習校がないと難しいので個々がネックである）。研究としては、教員を対象とした専門職労働論研究（労使関係や労働法、労働安全・衛生を含む）がなされていると良いと思う。（第四欄）

⑥今の時点では思いつきませんが、広い視野からの「特別活動」に関する研究をもっと勉強したいと考えます（第四欄）

⑦職業教育の比較研究（第四欄）

⑧教員養成系の大学と同じことをするのは無理だが、全国英語教育学会など、教員養成系大学の研究者が多く入っている学会は、どの教科・科目にもあるはず。そういうところに積極的に関わっていくことで、情報収集が進むのではないかと（教育法）

⑨ICTの活用についての具体的な知識とスキルの教育（教育法）

⑩受講生は現場の実際を知りたがっている。独自に実施した「授業評価」などにも、私自身の経験をもっと聞かせてほしいという声があった。講義とは別に、フォーラムやセミナーのような、または気軽に語り合える、受講生と語り合う場があればぜひ参加させていただきたいと考えている（教育法）

⑪何度も申し上げましたが、「教育法Ⅱ」の設定を希望いたします。（教育法）

問9 教職課程全体に改善のために考えたこと・感じたこと

有る 8名（第三欄2人、第四欄3人、教育法3人）

無い 4名

無回答 7名

非該当（質問に対する回答ではないもの。感謝等）2人

【「有る」8人の内容】

①他の科目の担当教員や受講者との意見交換の機会を設けていくことが大切だと考えます（第三欄）

②現代の学校教育を一步引いて考え、とらえ直すことができるようにすることをめざす科目である。これは昨今の学生の育ちの過程を考える時、教職課程の構造を入れ替えて、教科等の指導に関する科目を先行させ、原理的な科目を後に回すなどをすると良いように感じている。免許法改正時がチャンスであったが、移行措置をうまく作れなかった責任は感じている（第三欄）

③個々の教員が好き勝手に、バラバラに講義等を行う状況が多少なりとも改善する形から進めるしかないと思う。その意味で、担当者会議の成功（微々たるものでかまわないので）に期待している（第四欄）

④教職課程の中でも特異な位置づけの科目であると考えているので、その強みを積極的に生かしたいと考えます（第四欄）

⑤学生が模擬授業をする機会を早いうちに多くもうけた方がよいと思います（第四欄）

⑥教職課程の全体を把握しているわけではないので、とくにどうこういうほどのことは感じていない。学生の方が、じっさいに授業を受けていて、私の授業も含めて、重複や齟齬などの粗を感じているのではないかと（教育法）

参考資料5

⑦現在ⅡとⅣを担当しているが、順に取る学生とⅣを先にする学生がおり、応用的な位置づけにあるⅣの指導が難しい。順序性を守って履修するような指導が必要ではないか（教育法）。

⑧初年度のため手探りの部分もある。教職課程全体としての課題や年度ごとの重点目標等についてお知らせいただければ、その趣旨に従って取り組みを工夫したいと考えている（教育法）。

問 1 1 教職課程科目を担当するようになった経緯

前任者からの推薦 12 名

教職課程委員会からの依頼 3 名

専門分野のため 2 名

以下、各 1 人（「行きがかり」、「科目の新設」、「公募の際の条件」、「学科内ローテーション」）

問 1 2 担当されていて感じる問題点（負担や自分と担当科目のマッチング等）

有る 9 名（第三欄 4 人、第四欄 3 人、教育法 2 人）

無い 9 名

無回答 3 名

【「有る」9 人の内容】

①できる範囲をやっています（第三欄）

②教職科目と専門科目が重なっているため、時間的な負担は軽減されている一方で、自分の専門について話す機会が乏しい（第三欄）

③専任教員一人 1 科目以上、教職科目を担当している場合はその偏重を改善してほしいです。また、非常勤の世話人教員や特別支援学校教育実習なども教職委員会などで担当してほしいと思います。教職委員会と公認心理師プログラム運営委員会は同じ教育実習や資格免許カリキュラムを動かすと思いますので、委員がかぶらないようにお願いしたいです。

また、研究者である教員が教職課程を担当する限界もありますので、できるだけ、実際の実務家教員を指導法などの科目で非常勤雇用し、実践性を身に付けてもらう必要もあると思います（第三欄）

④現時点で回答してもどうにもならないことである（第三欄）

⑤担当科目との適合性は基本的にはない。授業実践部分で良い実践をおこなっている現職の教員がリクルートできれば良い（第四欄）。

⑥受講生の受講態度の関係で負担感を感じることはあります（第四欄）

⑦「教育技術論」として何を講義すれば良いのかが分からず、最初はⅠで授業の作り方について教え、Ⅱでそれを踏まえて学生に指導案の作成と模擬授業をやってもらっていた。どちらについてもポイントを押さえた指導ができずにずるずると続けていた（第四欄）

⑧問題ではなく課題として、受講生の教育的ニーズにもっと応えたいということ。受講生も皆さん熱心に取り組んでくれているので、その期待に応えたいと考えている（教育法）

⑨自分が担当していて、本当に大丈夫なんだろうかとは、いつも感じながらいます（教育法）

参考資料5

問 1 3 現在の担当負担を今後どうしたいか（可能な限り継続する、交替してほしい等）

記述有 18 人（第三欄 6 人、第四欄 5 人、教育法 7 人）

「特に希望はなし」1 人（第四欄）。

無回答 2 人

【記述有 18 人の内容】

- ①複数の教員で並行して開講し、相互に乗り入れる方式の方がそれぞれの専門性を生かすことができ
よいと考えます（第三欄）。
- ②可能な限り継続する（第三欄）
- ③継続できる（第三欄）
- ④退職するまで担当し続けるつもりでいる（第三欄）
- ⑤免許が続く限りは担当するしかないと思いますが、専門について講義をしたい思いがあります（第三
欄）
- ⑥特別な教育的ニーズ、自立活動の指導、教育実習（特支）など複数の教職科目を担当している教員がい
ると思いますので、できるだけ、教職科目は一人 1 科目以上持たないように調整をお願いいたします。
新たな人事が起きたとき、心理系資格の科目を余分に担当するときなど負担の偏重がおきますので、要
望したいと思います（第三欄）
- ⑦頑張っても来年までなので、どなたかが引き継ぐことになるだろう。また、機械的に分担する無責任体
制に返ることが心配であるが（第四欄）。
- ⑧可能な限り継続する（第四欄）。
- ⑨継続いたします（第四欄）
- ⑩交代を予定している（第四欄）
- ⑪可能であれば継続したい（第四欄）。
- ⑫あと 2 年は継続できるが、それまでに交替要員を探したい（教育法）。
- ⑬可能な限り継続したい（教育法）。
- ⑭ぜひ、可能な限り継続させていただきたい（教育法）。
- ⑮可能な限り継続したいと考えております（教育法）。
- ⑯可能な限り継続する（教育法）。
- ⑰本務校の担当業務によりますが、可能な限り継続しようと考えています（教育法）
- ⑱今のところは、とても充実した気持ちで勤めています。可能な限り頑張りたいです（教育法）。

問 1 4 教職課程の担当の担い方や割り当て方（割り振り）に感じる問題

記述有 7 人（第三欄 3 人、第四欄 3 人、教育法 1 人）

非該当 1 人

「回答しない」1 人

特になし 8 人

無回答 4 人

参考資料5

【記述有 7 人の内容】

- ①教職科目を担当できる教員の層をより厚くする必要があると考えます（第三欄）。
- ②担当者の個人的な調整によるところが大きく、全体像が分からない（第三欄）
- ③特別な教育的ニーズ、自立活動の指導、教育実習（特支）など複数の教職科目を担当している教員がいると思いますので、できるだけ、教職科目は一人 1 科目以上持たないように調整をお願いいたします。新たな人事が起きたとき、心理系資格の科目を余分に担当するときなど負担の偏重がおきますので、要望したいと思います（第三欄）。
- ④担当が決まって直ぐに十分な講義が展開できないので、何年後から担当するというような予告があって、その期間に準備・研究できるようになると、自分の専門研究領域との重なりや距離の測り方ができると思う。教職課程にドンピシャの専門研究領域の方は少ないと思うので、私の場合は社会学という方法論・理論ベースで教育学との距離や共通性の深い理解を作っていく形で、進んで行った。この時間がないと、教職課程コアカリキュラムや現場でやられている実践を無批判にコピーするしかないと思う。長期的に教職課程の担い方を考えた計画の樹立が必要だと思う（第四欄）。
- ⑤他の方の状況がよくわかりませんので、回答が難しいです（第四欄）。
- ⑥少ない人数で回さなければならぬので多少のミスマッチはやむを得ないとは思っている（第四欄）。
- ⑦組織として、教職課程の各科目の内容を専門性のある学術領域としてまず認め、その人材を学内に確保することができれば、その方たちが不満なく担当するのではないだろうか（教育法）。

問 15 サバティカル等取得との関係での他教員との協力（臨時の担当者）の問題について

記述有 11 人（第三欄 4 人、第四欄 5 人、教育法 2 人）

非該当 1 人

「回答しない」1 人

特になし 4 人

無回答 4 人

【記述有 11 人の内容】

- ①教職科目に限らず、同一学科など近接分野の教員との協力関係は大切です（第三欄）。
- ②協力するしかない（第三欄）
- ③交代可能な教員があっても、公認心理師課程の負担が大きいため、頼める人がいない（第三欄）
- ④担当者の方で調整ができなかった場合は、非常勤講師であてるのは必要だと思います。また、バイアウトなどが活用できる場合は、制限なく非常勤講師を雇用できるようにした方が良いと思います（第三欄）。
- ⑤自分がサバティカルをとれると考えたことがない（第四欄）
- ⑥周囲で協力し合ってやりくりしていけばと思います（第四欄）。
- ⑦（担当の教員）の長期研修の際、進路指導論Ⅱ（キャリア教育）を担当しました。現場の先生に相談したところ「キャリア教育はやっていない」という話が多く、かなり困りました（第四欄）
- ⑧自身の長期研修の時は、経験豊富な教員が担ってくれて問題なかったが、自身がサポートを担えるだけの力量があるかは不安である（第四欄）
- ⑨教育心理学のように対応可能な科目ならば交代することも可能だが、専門外だと難しさを感じる（第

参考資料5

四欄)

⑩私の担当科目は、教育大学等に非常勤講師のあてはあるので、臨時で非常勤を認めていただければ、サバティカルの取得は問題ないと思う（教育法）。

⑪具体的にこれまでこの件で問題に遭遇していない（教育法）。

問 1 6 教職課程の担当者はどのような形で決定されて行くのが良いか

記述有 9 人（第三欄 3 人、第四欄 4 人、教育法 2 人）

非該当 1 人

「回答しない」1 人

「思いつくことなし」、「回答不能」、「意見なし」等 6 人

無回答 4 人

【記述有 9 人の内容】

①教職課程は大学の本来業務ではないとの意識を払拭する努力とともに（第三欄）。

②教職担当も含めて人事を考えないと難しいのではないのでしょうか（第三欄）

③全体の役割や担当のバランスを見て、一部の教員に偏住しないように、工夫が必要です（第三欄）

④第 3・4 欄科目については、教育学部のなかで熟議を通して、よりよい分担の在り方（同時に部局の教育学研究の展開の在り方）と合わせる形で、考えられると良いと思う。これは研究推進委員会の任務であると思う（第四欄）。

⑤各自の専門性が生かされる形がよいと思います（第四欄）

⑥専門性を踏まえた上での指名しかないかと思います（第四欄）。

⑦合意の上、担当者を決める（第四欄）

⑧持ち寄り形式でやる前提であれば、現在のやり方しかないだろう。本気で改革するのであれば、教育学部が教員養成系大学に伍する陣容を整えられるように、人員配置を要求することになる。（教育法）

⑨教職課程の担当者としては教育現場での実務経験が求められるものと考えてるので、現場を知る者からの推薦等が重視される必要があると考える。（教育法）

問 1 7 講義を担当して感じる学生や履修上の問題とその対処

記述有 13 人（第三欄 4 人、第四欄 5 人、教育法 4 人）

非該当 1 人

特になし 4 人

無回答 3 人

【記述有 13 人の内容】

①総合入試の影響（第三欄）。

②学生個々の意欲の差の大きさ、また個々の学生の科目に対する意欲の差が大きいこと（第三欄）。

③調査したことがないので何とも言えないが、「この授業科目だけ要求が厳しい」と学生は思っているように推定する（第三欄）。

参考資料5

- ④研究者である教員の話は担当者によっては面白いのかもしれませんが、実務家ではないので、実践性の点で教授できない（応えられない）のが問題かもしれません（第三欄）。
- ⑤単位さえとれば良いと考える学生が多いのは事実であるが、この履修態度も日本社会の現代的な問題の現れなので、なぜそう考えることができるのかという仕組みの解明とそのような履修態度に誘われるある種のトラップについて説明するようにしている（第四欄）
- ⑥熱意や意欲の差が大きいのが課題と感じるが、卑近な例や学校以外の教育実践現場へ視野も広げ、教育への興味が喚起されるように工夫したいと考えています（第四欄）。
- ⑦単位を取得して当然、と考えている受講生が若干います。成績についてはメールでの回答は避け、答案をもとに丁寧に説明することを心がけています（第四欄）
- 学生の熱意にある程度の差はあるが、問題となることは少ない（第四欄）。
- ⑧3年生以上が履修するので、実習との重なりがある。また理系の学生の場合は実験と重なり、出席できないときがあるようだ。幸いオンライン講義のようすを録画してオンデマンドで視聴できるようにしているので大きな問題にはなっていない（第四欄）。
- ⑨単位のみとるために履修している学生がおり、授業への集中度が低い場合がある（教育法）。
- ⑩受講生は当初の予想以上に人数も多く、熱心に取り組んでくれている。もっと協議や対話の時間がほしいとの声もある。限られた時間の中で工夫し対応していきたいと考えている（教育法）。
- ⑪授業内で学生が主体的に考察する場面を多く設定しております（教育法）。
- ⑫問題は履修人数が平均 3 名と少ないこと、対処 お互いが学び合う環境整備を可能な限り行っている（教育法）

問 18 担当の講義で意識している教職や学校の問題（特に北海道の課題として意識していることについて）

記述有 15 人（第三欄 4 人、第四欄 6 人、教育法 5 人）

無回答 6 人

【記述有 15 人の内容】

- ①学習指導要領を法的拘束力を持つ文書として運用している教育行政の問題（創造的な教育実践、教育課程づくりの妨げ）（第三欄）。
- ②（力量がなく）正面切って授業を実施できないことがもどかしいが、「日本」の近現代を論じるなかで、必要に応じて北海道、アイヌの教育史に触れるようにしていること（たとえば、近代教育では、北海道の教育制度は「日本」と同じではない。これは沖縄も同様）（第三欄）
- ③特別支援の対象となる子どもの増加、インクルーシブ教育が進まないこと（第三欄）
- ④（解決すべき）「問題」「課題」の点から担当科目のあり方を検討・改善するというアプローチは取ったことがない（第三欄）。
- ⑤学校の任務の軽減がどのように進むのかを考えている（教職課程の授業に直接現れるわけではないが）。北海道は基礎自治体と学校の支え合う存続の在り方について考えている（第四欄）。
- ⑥特別活動に当てる時間や労力の余裕が減少している現状をどう考えるか（第四欄）。
- ⑦都市部と地方の格差をストレートに反映している分野だと考えています（第四欄）

参考資料5

⑧地域社会との関係を進めるための工夫（第四欄）

⑨北海道に限らず、ICT を活用でき、かつそれについて教えられる指導者が少ないのではないかと思います。過渡期なので今後は増えていくと良いのですが（第四欄）。

⑩ICT を活用した教育を若手教員が率先して取り組む必要があること（第四欄）。

⑪教科教育法の話で言えば、そもそも英語をなぜ教えるのか、生徒にどうして英語を学ぶ必要があるか伝えるのかという問題がある。これは、他の教科・科目でも同じはずなのに、英語になるとなぜか、実用的な視点の回答が求められることになる。一方、入試が関係する話になると、英語は断然花形の科目となってしまう側面がある。言葉を学ぶということは、それもないわけではないが、それよりもっと根源的、本質的な気づくべきことがらがあって、それに触れられる指導とは何か、一番の問題だろうと思う（教育法）。

⑫教科指導とともに生徒指導が困難な学校が多く、学校の現状を十分理解して教員を目指すべきである（教育法）。

⑬「共通性の確保」と「多様性への対応」といわれるが、北海道の広さによる教育現場の多様な実態に、積極的に取り組んでいこうとする前向きな意欲を受講生の皆さんに獲得してほしいと願っている。そのためには「同僚」との連携や同窓とのネットワークも重要であり、北大とともに学んだ教師としての拠りどころ（バクボーン）を、ぜひ形成していきたいと願っている（教育法）。

⑭アイヌ民族に関する教育の充実が必要であると考えております（教育法）。

⑮情報科の教員の採用が少ないことですが、昨今の情報科が置かれる状況を考えると、改善の方向に向かうのかという期待はあります。一方で、共通テストへの北大が発表した対応を考えると、心がひどく痛みます（教育法）。

問 18 北大の教職課程の問題点と今後の北大の教職課程の課題や将来的な方向性について

記述有 12 人（第三欄 4 人、第四欄 4 人、教育法 4 人）

「回答しない」1 人

「回答困難」2 人、「特に思い当たらない」1 人

無回答 5 人

【記述有 12 人の内容】

①北大に限らない問題ですか、教職課程の基準は教員団体、専門学会の関与の下につくるべき。また、教職課程を置く大学は必要教員数を増加するなど条件整備の基準および予算措置（第三欄）。

②教職を強く目指す学生への対応を手厚くしなくてはならないことは確かだが、昨今の教員不足を思うとき、免許を取ろうとする学生に対して促すような取り組みも必要かと思う。以前から言っていたことだが、学校インターンシップのようなものを 1 日体験のような形で 2～3 年生で実施することも一案かと思うが、これはこれで問題なので、妙案はない（第三欄）。

③教育学部の学生に教職への関心が低いこと、教育学部での教育と教職課程が分離してしまっているのかもしれない（第三欄）

④研究者が授業をしているので、実践性や現場に直結した指導がしにくいと思います。実際に、現場で実践経験のある実務家に、非常勤講師をたくさんお願いするなどの工夫が必要であると思います（第三欄）。

参考資料5

- ⑤教育学は教育の改善に資することができるかどうかで価値が問われる。その意味では教職課程の質をどのように高めることができるのかは、この部局の試金石である。その意味から言えば、教職課程に善く肩入れできない教育学等は存在意義を自己否定していると判断せざるを得ない（第四欄）。
- ⑥他大学の実情が分からないので明確な回答は難しいところです。総合大学の強みとそれぞれの高い専門性を生かした広い視野からの教職課程が展望できるとよいのではないかと（第四欄）。
- ⑦実践の機会が少ない点は学生からも指摘されていました（第四欄）。
- ⑧地域の広域性に対応する教育方法（遠隔教育等）を身につけることが必要と思われます（第四欄）。
- ⑨総合大学が教員養成を行うということ自体を、だんだん否定するような方向に文部行政自体が向かっているように感じる。がんばってくださいとしか、言いようがない（教育法）。
- ⑩より実践力や指導スキル、ICTスキル、生徒指導力を育むことにつながるようなシラバスにしていることが必要であるとする（教育法）。
- ⑪前述したネットワーク（「同僚」との連携や同窓とのネットワーク、注）が充実すればと考えている。（教育法）
- ⑫「教科教育法」の通年化等、より充実化が必要と存じます（教育法）。

問19 今回の教職課程担当者教員会議で話し合っほしいテーマ

記述有 7人（第三欄4人、第四欄3人、教育法0人）

「回答困難」1人、「特に思い当たらない」1人

特になし 4人

無回答8人

【記述有7人の内容】

- ①まずやりましょう。（第三欄）
- ②まずは、教職科目の状況の共有をしたい。（学年や単位数によってだいぶ違うはず）（第三欄）
- ③「話し合っほしい」テーマはない。（第三欄）
- ④特別支援免許課程のあり方について（時間があれば）（第三欄）
- ⑤テーマというよりは、同時代の教職課程担当者の共通理解が生まれることを期待している。その第一歩として、ざっくばらんな話ができれば良いと思う。孤立し負担感を抱えてやっている担当者が、少し明るくなれば良いと思う。点検のための点検や評価のための評価にならないような点検・評価の在り方はどのようなものなのかが、実現できれば良いと思う。（第四欄）
- ⑥初めて参加する会議ですので、まずはそれぞれの感じていることや状況を共有できればと思います（第四欄）。
- ⑦とにかく情報共有が必要かと思います（第四欄）

参考資料6

○北海道大学教務委員会教職課程専門委員会点検・評価小委員会要項（案）

令和4年4月1日

制定

（設置）

第1条 北海道大学教務委員会教職課程専門委員会内規（平成11年4月14日制定。以下「専門委員会内規」という。）第8条の規定に基づき、北海道大学教務委員会教職課程専門委員会（以下「専門委員会」という。）に、点検・評価小委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項等）

第2条 委員会は、専門委員会が実施する教職課程の自己・点検評価の実施に関する調査、検討等を行う。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専門委員会内規第3条第2号に定める委員のうち、専門委員会委員長が指名する者 1名
- (2) 専門委員会内規第3条第5号に定める委員のうち、理学院及び文学院の委員
- (3) 教育学院長の推薦する当該学院の教授、准教授又は講師 1名

（任期）

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第6条 委員会は、委員長の他2名の委員が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

参考資料6

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育学事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (令和4年4月1日)

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

参考資料6

教育学学院・教職課程専門委員会 FD——教育職員免許法施行規則改正への本学教職課程の対応について2（点検・評価「ガイドライン」への対応）

教育学学院教職課程委員会（文責浅川）

1. このFDの目的

（1）点検・評価に関わる基本的なスタンス

ご存じのように、来年度から教職課程において「自己点検・評価」を行うことになった。

※ 2021年5月7日の「教育職員免許法」施行規則の改正によって、教職課程を設置するそれぞれの大学は、自主的に「自己点検・評価」の内容を定め、実施のための組織体制を今年度末までに構築しなければならなくなった。

言うまでもなく、現在の日本の教育は様々の問題を抱えている。この教職課程の「自己点検・評価」は、文部科学省が「教職課程コアカリキュラム」に続き、開放制教員養成にグリップを強めるひとつの手段として位置付いている。しかし、本学としては未来の教員のためにより良い教員養成を模索することは、重要な意味をもつと考える。そのため、前向きに取り組むことにしたいと考えた。

（2）今回のFDの目的

今回のFDの目的は、前回のFDを受けて、点検・評価の組織体制（案）について検討を行うことである。

2. 点検・評価の「ガイドライン」対策について（案）

（1）体制に関する提案

点検・評価の体制について、以下のように提案する（「点検・評価体制のイメージ」参照）。

第1に、点検・評価は**全学教務委員会教職課程専門委員会**で行う（采配は**専門委員会委員長**）。

第2に、点検・評価の素材の収集指示、検討、「原案」を作成する組織として「**点検・評価小委員会**」を設置する。「原案」は年度末の専門委員会で承認を得る。

理由1. 教育学学院教職課程委員会が中心になるにしても、他の部局の教職課程委員に開かれた形にする必要がある。

理由2. 学院教職課程委員会は実務中心。後期に任務が集中する。点検・評価実務も後期に集中することを考えると、組織的に分離するしかない。

【小委員会の構成（案）】

参考資料6

学院教職課程委員会（委員長＋1人）＋教職課程履修者が多くいる大部局（文学部、理学部）の教職課程委員（4人）。

※ 文学部・理学部で履修者の6割前後を占める。

⇒ 論点：「点検・評価」を外部評価に晒すかどうか。

第3に、点検・評価を北大教職課程の質の向上に結びつけるための体制として「**教職課程担当教員会議**」を設置し、年度毎に開催する。主催は教育学院教職課程委員会。

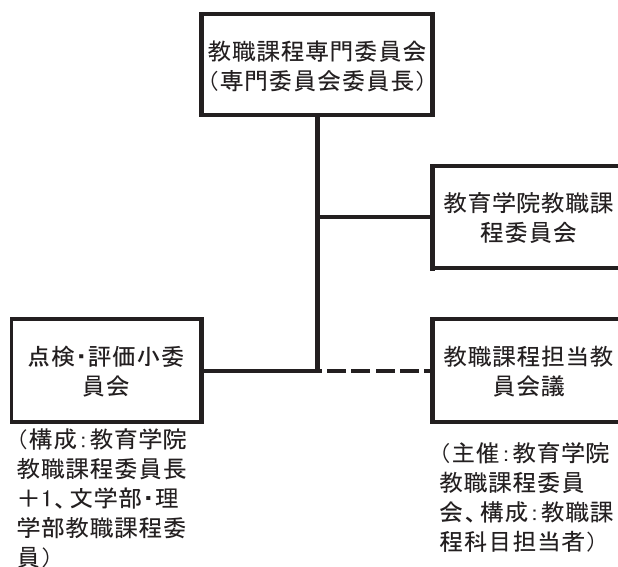
理由。点検・評価は外在的な要因で行うものであるが、受け止める側にも肯定的な意味づけをもてるようにする必要がある。「担当教員に任せきり」の体制の改善を図り、北大の教職課程が抱える問題の共通理解を図る。

※ これまで北大の教職課程は、教職課程委員会の依頼に応じ、教職課程科目を担当した教員が、自主努力な努力で、個別的に実施していた。全体の体系性という観点から編成されたものではなく、科目間の有機的な関係にも乏しかった。そのため科目間の連携や調整も各教員に委ねられ、教職課程委員会の働きかけも、教育内容に踏み込まない、事務的なレベルに止まっていた。

担当する教員も専門科目と原理的に異なるレベルで展開される必要がある教職課程科目を、孤立した状態で、悩みながら担当しており、教職課程科目の担当に積極的なイメージがもてない場合がほとんどであるだろう。教育学院においても、教職課程科目の担当は、前任者から託された場合がほとんどで、担当しない教員にとっては引き受ける人が引き受ければ良いという状況であった。

そのために、北大の教職課程の改善を考えることができる受け皿を、教職課程の計画や運営に携わる専門委員会とは別に「教職課程担当教員会議」を設けることで教育内容に踏み込んだ改善を考えた次第である。

点検・評価体制のイメージ



参考資料6

【「教職課程担当教員会議」の任務（案）】

教職課程専門委員会の実務的な年度総括とは区別された形で、アンケートも素材として、各担当科目で生じている問題や課題を、教職課程全体で共有や議論し、また本年度の実践の紹介（FD）や意見交換を行う場とする。

（２）点検・評価の行い方に関する論点

第１に、実施の性格をどのように設定するかである。

点検・評価自身はガイドラインで提示されているものを「例示」に則して、無理のない形（文言は緩く、複数年度のローテーション）で行うことを考える。そのため、点検・評価の範囲は（当面の間）「教育の基礎的理解に関する科目等（旧：教職に関する科目）」について実施する。文科省の掲げる目的も各大学の教職課程の自主的な改善を促すことにある。手段である点検・評価が目的化するなら、本末転倒である。

第２に、点検・評価を公表する方法論として『教職課程年報』を充実させることを考える。

現在も発行されている『教職課程年報』を充実させ、これに点検・評価結果を掲載する形で行うことを構想する（同時に、以下も掲載し、『教職課程年報』自体が「自主的な改善」の表現であるようにバージョンアップする）。

【『教職課程年報』に掲載を予定するもの（案）】

①教職課程の改善に関する取り組み、FD（「教育の基礎的理解に関する科目等」と「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の特定の科目担当者に依頼する）に関する報告や論文

②点検・評価の結果（外部から資料を求められる場合はこれをリソースにする）

③「教職課程担当教員会議」での議論の紹介

④学生アンケートの一部とその分析（科目担当者が考察する形にする）

（３）点検・評価体制の構築のテンポ

今年度（令和３年度）は、体制を中心に進め方についての議論を行う（第１段階のFDについては７月３０日に実施済）。

※ 教職実践演習受講者の「教職課程改善点」の記述は、昨年同様『教職課程年報』に掲載する。資料収集済。

来年度（令和４年度）は以下の点を、新専門委員会委員長・新教職課程委員会委員長のもとで検討し、遂行することになる。

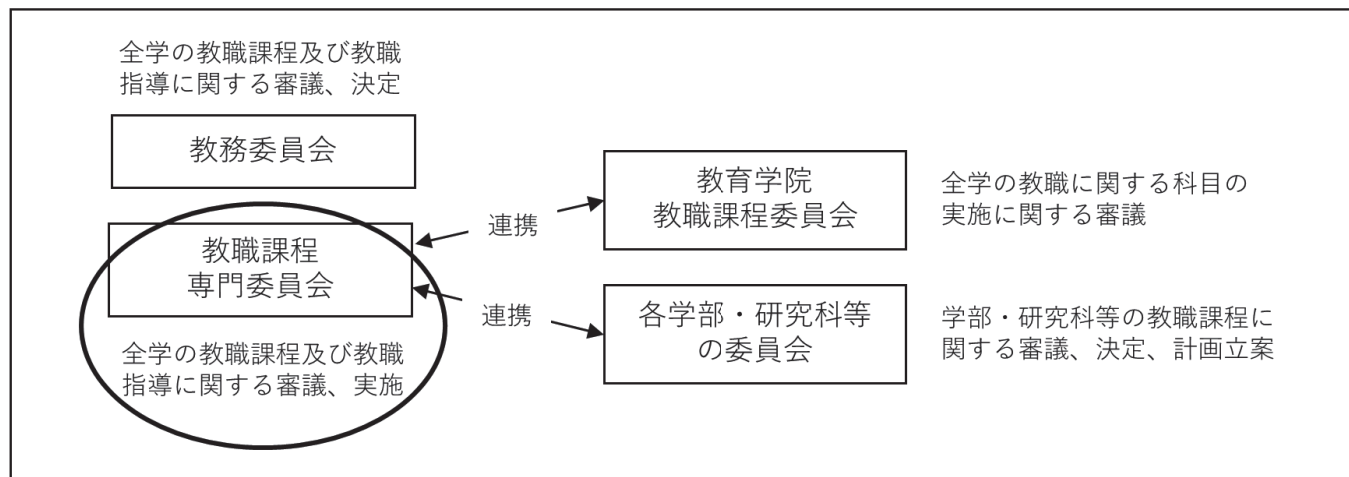
①技術的な問題（点検項目・揃える文章、行わなければならないアンケート等）の整理・確定

②点検・評価のサポート体制（アンケート等の実施におけるIR室との関係等）の確立

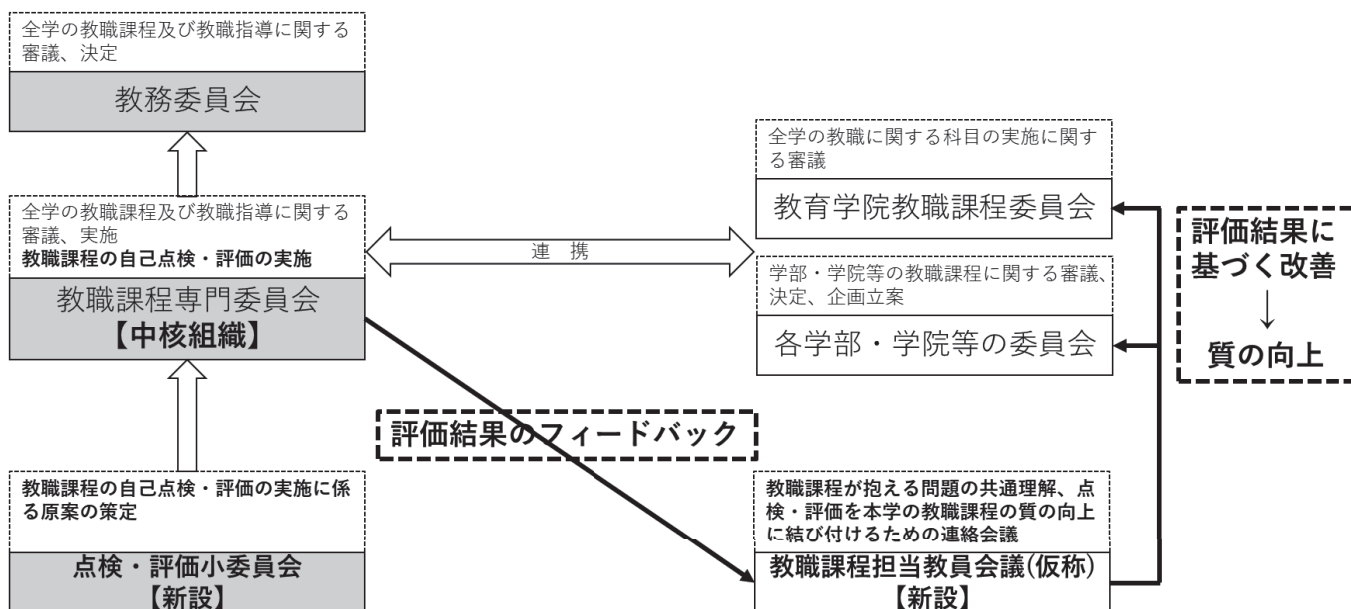
参考資料6

③年度末に第1回の点検・評価を行いとりまとめ、教職課程年報での公表

現行「教職課程を実施する組織体制」



改正後「教職課程を実施する組織体制」



参考資料7

点検・評価小委員会及び教職課程担当教員会議について

2023.2.20

教育学院教職課程委員会委員長

点検・評価小委員会委員長

守屋 淳

点検・評価小委員会報告

委員長 守屋 淳（教育学研究院）

委員 松嵜 明男（文学研究院）

坂本 尚義（理学研究院）

崎田 嘉寛（教育学研究院）

第1回 2022年5月27日（金）

- ・本委員会で取り組むべき業務の概要、分担について

第2回 2022年6月28日（火）

- ・本学ホームページの関連する記載事項の検討
- ・教科教育法受講者アンケートの内容項目の検討

第3回 2022年9月5日（月）

- ・本学ホームページの関連する記載事項の検討
- ・教科教育法受講者アンケート結果の検討
- ・「教科教育法（理科）」責任教員、鈴木孝紀先生と守屋委員長の面談の報告

第4回 2023年1月16日（月）（オンライン）

- ・教科教育法受講者アンケート結果分析「報告書」の検討
- ・新学習指導要領に準拠した教科書の購入について

第5回 2023年2月2日（木）～2月9日（木）（メール審議）

- ・教科教育法受講者アンケート結果分析「報告書」の検討

教職課程担当教員会議報告

日時：2023年2月15日

参加者：守屋、浅川、篠原、光本、崎田（以上、教育学院教職課程委員会委員）、横井（教育学研究院長、教職課程専門委員会委員長）、柚木、関、辻、大野（以上、教育学研究院）、

参考資料7

江本（高等教育推進機構）、松畠（文学研究院、点検・評価小委員会委員）、鈴木（理学研究院）、浅井（大学院情報科学院）、山崎（水産科学研究院）、川瀬（教科教育法「社会・公民Ⅱ」担当非常勤講師）、相庭（教科教育法「社会・地理歴史Ⅰ」担当非常勤講師）

<主な内容>

- ・これまでの点検・評価の取組みの報告

配布資料等：点検・評価小委員会「2022年度前期「教科教育法調査」の結果報告」、科目責任者鈴木孝紀「教科教育法（理科Ⅰ）、（理科Ⅱ）の改善について」、教育学院教職課程委員会「「教職課程担当教員会議事前調査」結果報告概要」等

- ・グループワークによる教職課程実施に関する意見交換

<グループワークで出された主な意見>

- ・学外非常勤講師にとって ELMS の使い方がよくわからないので対応が必要。
- ・学部（部局）によって教職課程履修者の中に教員志望者が少ないところがある。教職の魅力を教職課程科目の中でもっとアピールするべき。
- ・理学部教員の「教科教育法（理科）」改善の努力を聞いて、他部局でも改善に向けて努力すべきと考えた。
- ・今回は教科教育法の分析を行なったが、次年度は教職に関する科目の検討が必要ではないか。